

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和2年6月26日
【事業年度】	第16期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）
【会社名】	株式会社リグア
【英訳名】	L i g u a I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川瀬 紀彦
【本店の所在の場所】	大阪府中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館
【電話番号】	06-6232-1800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 大浦 徹也
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区淡路町二丁目6番6号 淡路町パークビル2号館
【電話番号】	06-6232-1800（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 大浦 徹也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月
売上高 (千円)	1,470,842	1,809,628	2,167,830
経常利益 (千円)	161,547	64,762	203,542
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	73,717	35,604	142,738
包括利益 (千円)	73,717	34,759	142,738
純資産額 (千円)	155,235	159,807	822,088
総資産額 (千円)	705,131	907,946	1,608,202
1株当たり純資産額 (円)	153.41	157.92	631.64
1株当たり当期純利益 (円)	72.85	35.18	138.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	129.49
自己資本比率 (%)	22.0	17.6	51.1
自己資本利益率 (%)	62.3	22.6	29.1
株価収益率 (倍)	-	-	7.05
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	140,840	3,259	366,648
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	108,306	52,273	226,260
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	36,441	137,188	509,181
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	193,944	282,118	931,687
従業員数 (人)	62	82	85
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(5)	(10)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第14期及び第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は令和2年3月13日に東京証券取引所マザーズに上場しており、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第14期及び第15期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 第14期以降の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

5. 当社は、平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成28年 3月	平成29年 3月	平成30年 3月	平成31年 3月	令和 2年 3月
売上高 (千円)	599,550	934,013	1,169,671	1,209,065	1,496,311
経常利益又は 経常損失( ) (千円)	57,162	54,285	151,930	40,654	161,567
当期純利益又は 当期純損失( ) (千円)	58,334	35,898	64,120	16,509	111,980
資本金 (千円)	128,600	164,600	164,600	164,600	424,371
発行済株式総数 (株)	3,193	3,373	1,011,900	1,011,900	1,301,500
純資産額 (千円)	12,056	95,842	159,962	176,471	807,994
総資産額 (千円)	760,454	722,160	668,193	783,366	1,449,375
1株当たり純資産額 (円)	3,775.79	28,414.48	158.08	174.39	620.81
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( ) (円)	20,825.94	10,689.70	63.36	16.31	109.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	101.58
自己資本比率 (%)	1.6	13.3	23.9	22.5	55.7
自己資本利益率 (%)	-	85.7	50.1	9.8	22.7
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	8.99
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	32 (5)	34 (4)	40 (4)	55 (3)	57 (7)
株主総利回り (比較指標：-) (%)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
最高株価 (円)	-	-	-	-	1,977
最低株価 (円)	-	-	-	-	979

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第12期から第15期までは潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社株式は令和2年3月13日に東京証券取引所マザーズに上場しており、新規上場日から当事業年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 第12期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第12期から第15期までの株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

5. 当社は、平成28年3月31日付で子会社であった株式会社リグアBEXを吸収合併しております。

6. 当社の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しております。

なお、第14期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 必ずさ監査法人の監査を受けておりますが、第12期及び第13期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。

7. 平成29年12月20日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

8. 令和2年3月13日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、第12期から第16期までの株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。

9. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、令和2年3月13日付をもって東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当がありません。

## 2【沿革】

平成16年10月	大阪市中央区北浜において、株式会社リグアを設立
平成19年9月	接骨院向け情報サイト「情報最前線」の運営を開始
平成19年9月	株式会社リグアH&S(子会社)の株式を取得
平成21年2月	接骨院向け患者情報管理システム「LiguaCRM」(現:Ligoo POS & CRM)の運営を開始
平成21年12月	東京都中央区日本橋本石町において、東京事務所を開設
平成22年3月	本社を大阪市中央区淡路町に移転
平成23年5月	接骨院向け幹部育成研修「GRAND SLAM」の運営を開始
平成25年1月	株式会社リグアBEX(子会社)を設立
平成25年4月	東京事務所を東京都品川区西五反田に移転
平成26年1月	電氣的筋肉刺激装置「EMS-indepth-」の販売を開始
平成26年10月	株式会社FPデザイン(現:連結子会社)の株式を取得し、完全子会社化
平成27年3月	株式会社リグアH&S(子会社)を売却
平成27年5月	東京事務所を東京都港区虎ノ門に移転
平成28年1月	株式会社FPデザインにおいて保険代理店を開始
平成28年2月	株式会社FPデザインにおいて金融商品仲介業を開始
平成28年3月	株式会社リグアBEX(子会社)を吸収合併
平成30年1月	低周波治療器「Inject Energy」の販売を開始
平成30年3月	油圧電動式施術台「トムソンベッド」の販売を開始
平成30年5月	株式会社ヘルスケア・フィット(現:連結子会社)の株式を取得し、子会社化 療養費請求代行サービスの運営を開始
平成31年1月	株式会社ヘルスケア・フィットの株式を取得し、完全子会社化
平成31年2月	レセプト計算システム「レセONE」の運営を開始
令和2年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

### 3【事業の内容】

#### 1. 当社グループについて

当社グループは、当社及び連結子会社2社（株式会社F Pデザイン及び株式会社ヘルスケア・フィット）の計3社により構成されており、『健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ』というグループビジョンを掲げ、接骨院などのヘルスケア産業の経営・運営を支援することで、人々の健康意識を高め、健康で豊かな暮らしができる社会の実現を目指しております。

具体的には、柔道整復術（注）の施術所である接骨院・整骨院（以下、総称して「接骨院」という。）に対して、経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度の未整備等）に対するソリューションを提供する接骨院ソリューション事業、保険代理店や金融商品仲介業を行う金融サービス事業の2つのセグメントで事業を展開しております。

なお、上記の2つのセグメントは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（注）柔道整復術とは、柔術に含まれる活法の技術を応用して、骨・関節・筋・腱・靭帯等に加わる外傷性が明らかな原因によって発生する骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷等の損傷に対して、整復・固定等を行い、人間の治癒能力を発揮させる施術を行うことをいいます。

#### 2. 各事業の製品・商品又はサービスの特徴

##### A：接骨院ソリューション事業（当社、株式会社ヘルスケア・フィット）

##### . ソフトウェア（当社）

##### (1) Ligoo POS & CRM

Ligoo POS & CRM（以下、「CRM」という。）は、接骨院向け患者情報管理システムであります。接骨院は、日々の施術内容をCRMに入力することで、CRMの分析機能により自院の課題を分析することができます。また、複数の接骨院を展開するグループ院においては、本部がグループ全体の運営状況をリアルタイムで把握することができます。

CRMの導入院数は、1,252院（令和2年3月末）となっており、約413万人の患者データが蓄積されております。CRMでは、接骨院業界における全国平均や地域別平均等の様々なデータを集計することができるため、当社では、この集計データを指標として用いたコンサルティングを提供しております。

なお、CRMの売上高は、導入時に発生する初期設定費用、導入後のシステム利用をサポートする導入支援費用、月額利用料にあたるシステム利用料で構成されております。

Ligoo POS & CRMの各年月時点における導入院数

年月	導入院数	患者データ数
平成29年3月末	943院	297万人
平成30年3月末	1,070院	334万人
平成31年3月末	1,169院	381万人
令和2年3月末	1,252院	413万人

##### (2) レセONE

レセONEは、健康保険組合等の保険者に対して、療養費支給申請書（以下、「レセプト」という。）を提出する際に使用するレセプト計算システムであります。接骨院で行われている柔道整復術は、医療保険制度の適用対象（注）となっております。

当社では、平成31年2月よりレセONEの販売を開始し、その導入院数は、310院（令和2年3月末）となっております。レセONEでは、レセONEに入力したレセプト情報をCRMとデータ連携することができます。レセONEを利用する接骨院がCRMと併用することにより、CRMの分析機能に反映できることが、レセONEの特徴となっております。

なお、レセONEの売上高は、導入時に発生する初期設定費用、月額利用料にあたるシステム利用料で構成されております。

（注）接骨院で骨折、脱臼、打撲及び捻挫等の施術を受けた場合に、保険対象になります。なお、骨折及び脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要となります。

レセONEの各年月時点における導入院数

年月	導入院数
平成31年3月末	69院
令和2年3月末	310院

・機材・消耗品（当社）

(1)EMS-indepth-

EMS-indepth-（以下、「EMS」という。）は、外部から身体に電気刺激を与えることにより、筋肉を運動させる電氣的筋肉刺激装置であります。EMSでは、一般的に鍛えにくいとされているインナーマッスル（注1）を運動させることができるとともに、全身運動が難しい方でも部分的なトレーニングが可能のため、当社では、接骨院における自費施術（注2）での健康増進メニューとして、EMSを販売しております。

（注1）深層筋とも呼ばれ、身体の深い部分にある骨・内臓・関節等を支える筋肉の総称であり、姿勢の保持や動作のサポート、内臓の正しい働きを促すために作用しています。

（注2）保険適用外であり、利用者の100%自己負担となる施術。

(2)トムソンベッド

トムソンベッドは、骨盤や背骨の歪みが原因となる痛みへの対処法とした油圧電動式の施術台（一般医療機器）であり、施術者と利用者の両方に負担が少なく、施術時間も短縮できるという特徴があります。当社では、接骨院における自費施術メニューを補助する医療機器として、トムソンベッドを販売しております。

(3)Inject Energy

Inject Energyは、150Vを超える高電圧を用いて身体の深部を刺激することで、疼痛の軽減や筋肉の萎縮の改善等に用いられる低周波治療器（特定保守管理医療機器）であります。当社では、接骨院における自費施術での急性疾患改善メニューとして、Inject Energyを販売しております。

(4)各種教材

当社では、経営・運営・教育・組織等の各分野における当社のコンサルティングノウハウを集約した教材や施術方法等の技術用DVD等を販売しております。

(5)その他

当社では、接骨院向けECサイトである「LiGUA Market」等にて、接骨院で使用する消耗品等を販売しております。また、接骨院における自費施術メニューの充実化を図るため、EMS、トムソンベッド、Inject Energy以外の機材も販売しております。

・教育研修コンサルティング（当社）

(1)各種コンサルティング

年単位など一定の契約期間を基本とした継続型のコンサルティングであります。業績の向上を目的としたもの、財務状況の改善を目的としたもの、組織体制の整備を目的としたもの等、主に接骨院での経営面、運営面の課題解決を図るものであります。

(2)GRAND SLAM

GRAND SLAMは、接骨院の幹部または幹部候補者等のカテゴリ別で行う集合型の研修プログラムであり、当社による研修や外部講師による技術講習等で構成される複数回（5～6回程度）のカリキュラムとなっております。接骨院の業績を向上させることを主眼に置き、各参加者のリーダーシップ力・運営力・問題解決力・数値管理能力・人材育成力・技術力等の向上を図るものであります。

(3)その他

当社では、人材紹介サービスとして、柔道整復師等を主に接骨院に紹介する有料職業紹介「ジョブトス」等を行っております。

・請求代行（株式会社ヘルスケア・フィット）

当社連結子会社の株式会社ヘルスケア・フィットは、接骨院等における事務負担の軽減を目的とした療養費請求代行サービス（注1）を行っております。また、資金の早期支払を希望する接骨院に対しては、提携会社による療養費早期支払サービス（注2）を提供しております。（注3）

（注1）健康保険組合等の保険者に対して、接骨院を代行してレセプトを提出する業務を行っております。

（注2）保険者からの療養費の入金は、レセプトを提出してから3ヶ月程度の期間を要することから、早期に資金を必要とする接骨院に対して、当社グループの提携会社による融資を行っております。

（注3）当社連結子会社としての本サービスの提供は、平成30年5月からとなります。

B：金融サービス事業（株式会社F Pデザイン）

・保険代理店

当社連結子会社の株式会社F Pデザインは、生命保険会社20社、及び損害保険会社5社（令和2年3月末）と業務委託契約を締結し、保険代理店として各種保険の募集を行っております。

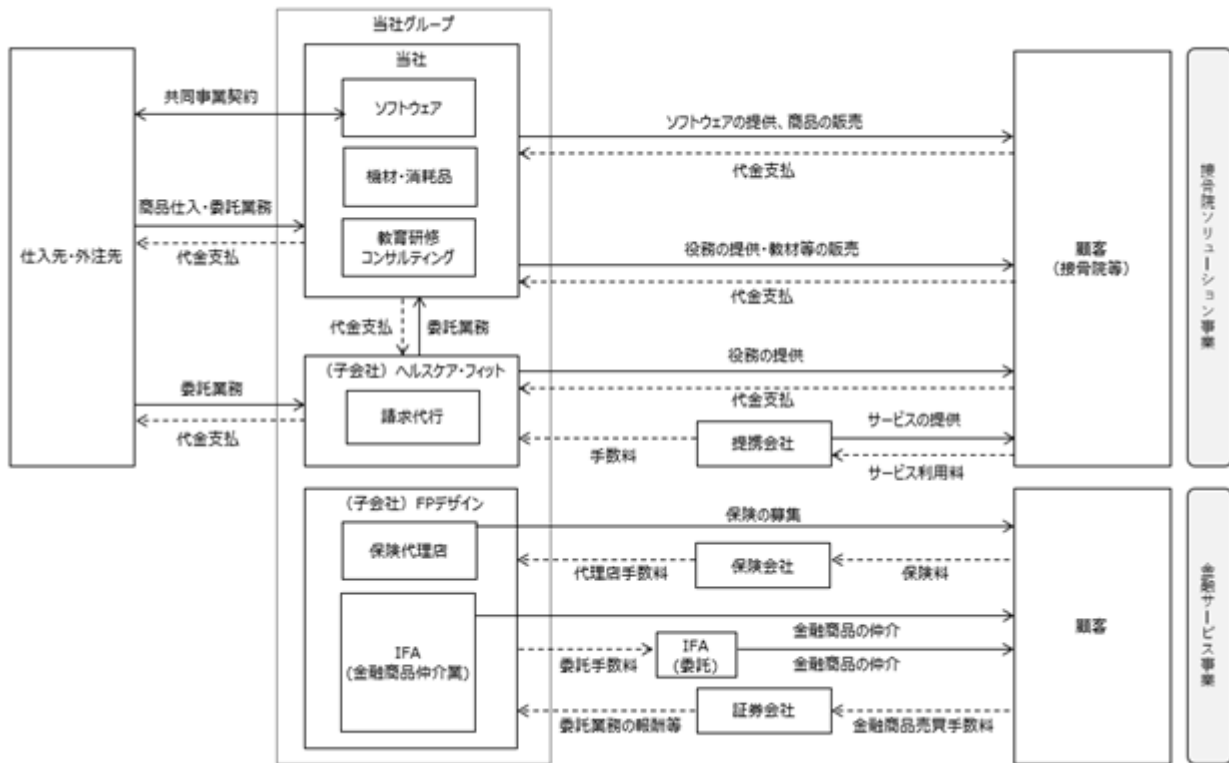
・IFA(金融商品仲介業)（注）

当社連結子会社の株式会社F Pデザインは、金融商品取引業者（証券会社）3社（令和2年3月末）と業務委託契約を締結し、IFAとして金融商品の提案及び仲介を行っております。

（注）Independent Financial Advisorの略であり、各証券会社の営業方針に縛られることなく、独立・中立的な立場から資産運用のアドバイスを行う専門家。

[ 事業系統図 ]

当社グループの事業系統図は以下のとおりであります。





[ 参考 ]

接骨院の収入には、医療保険制度の対象となる療養費のほか、自費施術（保険対象外）や物販による収入もあります。また、医業類似行為が認められている接骨院等と医業を行う整形外科等との違いは、次のとおりです。

接骨院等の医業類似行為と整形外科、整体院との違い

	接骨院	鍼灸院	マッサージ院	整形外科	整体院（注）
施術者	柔道整復師	鍼灸師	あん摩マッサージ指圧師	医師	整体師
資格	国家資格				民間資格
根拠法	柔道整復師法	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律		医師法	-
行為	医業類似行為（施術）			医療行為	矯正
費用	療養費、自費			医療費	自費

（注）接骨院での柔道整復師による施術が国家資格保有者のみ認められた医業類似行為である一方で、整体院では医業類似行為を行うことは認められていません。

柔道整復師及び接骨院数は、年々増加傾向にあります。

柔道整復師数、柔道整復の施術所（接骨院）数、柔道整復師国家試験の合格者数

	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
柔道整復師数(人)	35,077	38,693	43,946	50,428	58,573	63,873	68,120	73,017
施術所数(院)	27,771	30,787	34,839	37,997	42,431	45,572	48,024	50,077
合格者数(人)	2,902	4,416	4,763	4,592	4,438	4,503	4,274	4,054

出典：厚生労働省「衛生行政報告例（就業医療関係者）の概況」及び「柔道整復師国家試験の合格発表」

国民医療費が増加傾向にあるのに対して、柔道整復療養費は減少傾向にあります。

柔道整復、はり・きゆう、マッサージ等の療養費の推移

（単位：億円）

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
柔道整復	4,068	4,085	3,985	3,855	3,825	3,789	3,636	3,437
はり・きゆう	315	352	358	365	380	394	407	411
マッサージ	516	560	610	637	670	700	707	727
治療用装具	387	396	406	405	421	425	438	443
国民医療費	374,202	385,850	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710

出典：厚生労働省「柔道整復、はり・きゆう、マッサージに係る療養費の推移（推計）」及び「医療保険に関する基礎資料」

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社F Pデザイン (注)2.3	大阪市中央区	50,000	金融サービス事業	100.0	役員の兼任 4名 経営及び運営管理 管理業務の業務受託
株式会社ヘルスケア・ フィット (注)2.	浜松市中区	57,850	接骨院ソリューション事業	100.0	役員の兼任 4名 経営及び運営管理 管理業務の業務受託 当社受託業務の一部を 業務委託 資金の貸付

- (注)1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。  
2. 特定子会社であります。  
3. 株式会社F Pデザインについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報において「金融サービス事業」の売上高に占める当該連結子会社の売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む。)の割合が90%を超えているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

令和2年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
接骨院ソリューション事業	60 (8)
金融サービス事業	25 (2)
合計	85 (10)

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。  
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。  
3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

##### (2) 提出会社の状況

令和2年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
57 (7)	34.6	4.0	5,072

セグメントの名称	従業員数(人)
接骨院ソリューション事業	57 (7)

- (注)1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。  
2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。  
3. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。  
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

未来投資戦略2018（内閣官房日本経済再生総合事務局2018年6月）において、持続可能でインクルーシブな経済社会システム「Society5.0」の実現に向けて、今後取り組むべき具体的施策として「次世代ヘルスケア・システムの構築」が設定されております。これは、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年問題への対策として「健康寿命の延伸」を社会的課題としたものであり、次の2つのKPIが設定されております。

2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸、2025年までに2歳以上延伸

2016年：男性72.14歳、女性74.79歳

平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

国民生活基礎調査（平成28年厚生労働省）によると、要介護者の介護が必要となった主な原因として、骨折・転倒（12.1%）及び関節疾患（10.2%）の運動器障害によるものが一定の割合を占めております。柔道整復師は、日本の伝統的な代替療法である柔道整復術の国家資格保有者であり、筋骨格のプロであるため、当社グループは柔道整復師による施術が特に運動器障害の予防に対して効果的であり、「健康寿命の延伸」という社会的課題の解決にも貢献できる可能性があると考えております。

一方で、近年における接骨院業界は、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院経営者の老後資金の確保等、様々な問題や課題が発生しております。

このような経営環境下、当社グループは「良心の相互創生」という経営理念のもと、「健康寿命を延ばし、生きることを楽しむ社会へ」というグループビジョンを掲げ、国内約5万院の接骨院に対して、ソリューションを1院でも多く提供し、接骨院の経営安定化を図ることが重要であると考え、接骨院業界における取引シェア拡大に取り組んでまいります。

このような経営方針、経営環境の下、当社グループが対処すべき課題は、主として、以下の項目と認識しております。

#### 取引シェアの拡大

当社グループが今後より成長していくには、全国50,077院（出典：厚生労働省「平成30年衛生行政報告例（就業医療関係者）」の概況）の接骨院との取引シェアを拡大することが最も重要であると考えております。当社グループと取引実績のある接骨院数は、2,387院（令和2年3月末）であり、接骨院数における当社グループの取引シェアは約4.8%となっております。今後も引き続き取引実績のない接骨院に対して新規開拓活動を行い、取引シェアの拡大に取り組んでまいります。

取引実績のある接骨院数

年月	接骨院数
平成29年3月末	1,414院
平成30年3月末	1,677院
平成31年3月末	1,929院
令和2年3月末	2,387院

#### 組織的な営業体制の構築

当社グループの今後の事業展開を見据えるとともに、経営リスクの軽減を図り、特定の役職員に販売を依存することのない組織的な営業体制の構築に取り組んでおります。組織的な営業体制の構築には、優秀な人材の確保及び入社後の教育制度が重要であると考えております。積極的な採用活動による優秀な人材の確保と採用した従業員がその能力を最大限に発揮できる教育制度の充実に加え、すべての従業員が活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。また、従業員が定着するためには、共通の考え方となる経営理念の浸透が重要であると考えており、より一層の経営理念の浸透に取り組んでまいります。

#### 商品・サービスの開発

当社グループが継続して成長するには、顧客である接骨院やその先にいる利用者の潜在的ニーズを汲み取り、それらを反映させた新たな商品又はサービスの開発等を継続的に行っていくことが重要であると考えております。IT化による生産性の向上や療養費に過度に依存しない接骨院の経営体制の構築、健康増進を目的としたトレーニング等の接骨院利用者向け予防メニューの開発等は、接骨院業界の共通課題と考えており、今後も引き続き新たな商品・サービス等の開発に取り組んでまいります。

#### 競合他社との差別化

当社グループが効率的な営業を行うには、競合他社との差別化が必要であると考えております。当社グループの特長といたしましては、次のとおりと考えております。

- ・収支計画の作成や財務分析等の当社のコンサルティングノウハウを活かした営業を行っていること。
- ・相手先の規模に関係なく、接骨院の多様なニーズに対応できる商品ラインナップがあること。
- ・顧客の競合となる接骨院経営を自ら行っておらず、業界内で中立的な立ち位置での営業を行っていること。
- ・接骨院経営者の老後対策として、資産形成を提案できる金融サービス事業がグループ内にあること。

上記のような特長があることから、接骨院と長期的に関係性を構築できることが当社グループの強みの1つであり、今後も引き続き競合他社との差別化を図りながら営業活動を行い、取引シェアの拡大に取り組んでまいります。

#### 安定収益基盤の強化

当社グループが安定的な経営を行うには、継続的な収入となる安定収益の確保が重要であると考えております。教育研修コンサルティングの強化のほか、ソフトウェアにおける月額利用料等のサブスクリプション型の収益や、多少の変動はあるものの毎月一定の収益が見込める消耗品販売等も安定収益の増加に繋がることから、今後も引き続き安定収益基盤の強化に取り組んでまいります。

#### 新たなマーケットへの事業展開

当社グループが行っているコンサルティング等は、接骨院だけでなく、鍼灸院や個人医院等の店舗型のヘルスケア産業にも展開できるものと考えております。接骨院業界以外への事業展開については、時期等は未定ですが、新たなマーケットへの事業展開は当社グループの成長可能性を高めるものであるため、今後も引き続き検討してまいります。

#### 新型コロナウイルス感染症対策

当社グループでは、従業員及びその家族の皆様の安全確保が最優先と考えております。新型コロナウイルス感染症の予防策として、従業員には手洗い消毒、マスク着用の励行や時差出勤及びテレワークの推奨等を実施しております。また、取引先との商談等の営業活動においては、これまで直接訪問する等の対面形式が主でありましたが、今後はWEB会議システムを利用したオンライン形式による対応に取り組んでまいります。

当社グループでは、継続的に収益を確保し、事業規模の拡大を図るためにも、売上高・経常利益を重要な経営指標と位置付けております。

## 2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与える可能性があると認識している主要なリスクを以下に記載しております。また、当社グループにおいて必ずしも特に重要なリスクとは考えていない事項についても、投資判断のうえで、又は事業活動を理解するうえで重要と考えられる事項については、投資者及び株主に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。当社グループは、これらのリスクの発生可能性を認識したうえで、その発生の予防及び発生時の対応に万全を期す所存であります。

なお、これらは当社グループにおけるリスクの全てを網羅するものではなく、記載された事項以外の予見し難いリスクも存在します。また、以下の記載のうち、将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### 1．事業環境に関するリスク

#### (1)新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の影響により、国内の経済活動が著しく低下しております。当社グループでは、WEB会議システムによるオンラインでの営業活動やコンサルティングサービスの提供に取り組んでおりますが、今後感染拡大の第二波が到来するなどして、政府による緊急事態宣言が再度発令され、外出自粛等により現在の経済情勢の低下が長期化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2)外部環境の変化について

当社グループが主な事業の対象とする接骨院業界は、近年の柔道整復師の増加に伴って接骨院数が増加しておりますが、接骨院の増加による過当競争の発生又は診療報酬改定による療養費の引き下げ等の事業環境の悪化により、取引先の接骨院の業績が悪化した場合には、当該接骨院に対する売上が減少する等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。さらに、接骨院は、「健康保険法」、「柔道整復師法」及び「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」等による法的規制を受けており、各法的規制の強化又は変更等により接骨院に対して著しく不利となる法改正が行われた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの金融サービス事業が行っている保険代理店及び金融商品仲介業の取扱商品は、税制改正や所管行政庁の指針変更等を原因として、顧客への勧誘（募集・販売）に影響を及ぼす可能性があります。加えて、金融商品仲介業の取扱商品は、株式相場、金利水準、為替相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況（財務、経営状況を含む。）の悪化その他の外部評価の変化等を原因として、市場環境が悪化し、顧客の投資縮小や顧客の離反等により、当社グループの収益が減少し、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (3)法的規制について

当社グループの接骨院ソリューション事業は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」及び「職業安定法」等の法的規制を受けているとともに、金融サービス事業は、「保険業法」、「金融商品取引法」及び「金融商品の販売等に関する法律」等の法的規制を受けております。当社グループは、内部管理体制の充実化を図り、コンプライアンスを推進することで、これらの法令の遵守に努めておりますが、今後新たな法的規制の導入や現行の法的規制の強化もしくは変更等が行われた場合、又は、万一、金融業界全般に大きな影響を及ぼすような法的規制が設けられた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、広告宣伝を行う際の各種製作物の表現について、「不当景品類及び不当表示防止法」、「不正競争防止法」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等による法的規制を受けております。当社グループは、これらの法令を遵守するために、グループで一元的な広告審査体制を構築しておりますが、万一、これらの法令に違反する行為が行われた場合、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### (4)他社との競合について

当社グループが事業を展開する市場では、各分野において、競合企業が存在しております。当社グループでは、引き続き、顧客のニーズに応える商品・サービスの提供及び販売価格等において差別化を図り、競争力を維持してまいりますが、競合企業との差別化が困難になった場合や他社の新規参入により競争が激化した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 事業に関するリスク

### (1) 通信ネットワーク及びコンピュータシステムの障害について

当社グループが提供するASP（注）サービスにおいて、通信ネットワークやコンピュータシステム等の障害、自然災害や事故、システムバグその他の理由により運用サーバーが停止した場合、正常環境に復旧するまで当社グループは、正常なサービス提供を行うことができない可能性があります。また、それが長期間に及んだ場合、当社グループの販売活動に影響し、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（注）パソコン用のアプリケーション（特定の作業のためのソフトウェア）を個々のローカルマシンにインストールするのではなく、インターネットを介してウェブブラウザ上で使用できるようにするサービス。

### (2) 情報セキュリティについて

当社グループが接骨院ソリューション事業において提供するソフトウェア製品に蓄積された個人情報等は、当社グループにおける審査を経た契約先のサーバー内で管理されております。現在契約先にて採用中のネットワークセキュリティにかかわらず、不正アクセスその他の理由により、個人情報等の流出、毀損、消失の可能性は存在しております。

また、当社グループで提供する療養費請求代行サービスにおいては、利用者の施術内容等の個人情報等が記載されたレセプトデータが、一定期間滞留します。当社グループでは、当該データへのアクセス権限を制限したり、監視カメラを設置して常時録画するなどセキュリティを強化しておりますが、個人情報等の流出、毀損、消失の可能性は皆無ではありません。

さらに、当社グループで提供する金融サービス事業においては、契約の申込・締結に伴って、契約者の個人情報等を取得して、管理しております。これらの個人情報についても、アクセス権限を制限したり、紙媒体の情報は施錠できるキャビネットで保管するなどして、安全管理措置を講じていますが、個人情報等の流出、毀損、消失の可能性は皆無ではありません。

そのため、万一、このような個人情報等の流出、毀損、消失が発生した場合、当社グループに対する損害賠償の請求、訴訟その他の責任追及がなされる可能性があります。これらの責任追及が社会的な問題に発展した場合、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 機材の仕入先への依存及び機材の品質について

当社は、身体に電気を流して皮膚下の筋肉を刺激する装置である「EMS」や、医療機器である「トムソンベッド」及び低周波治療器「Inject Energy」（以下、総称して「医療機器機材」という。）を、それぞれ特定の仕入先から仕入れております。仕入先とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も仕入取引を継続していく方針であり、また、継続的かつ安定的に仕入ができるよう情報交換等を含め連携を強化しております。しかしながら、自然災害、仕入先の経営破綻に加え、医療機器機材については仕入先が行政処分を受ける可能性も否定できず、当社はこれらの機材を適切な価格及び機会において仕入ができなくなる可能性があります。これらの機材は、当社の一定の売上割合を占めており、代替の取引先は存在するものの、適切な価格及び機会において当社が必要とする数の機材の仕入ができなくなった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、製造物責任に関する賠償については、仕入先が製造物責任保険に加入しておりますが、この保険が最終的に負担することとなった賠償額を十分にカバーできるという保証はありません。そのため、万一、大規模な回収や製造物責任に関する賠償の問題が生じるような機材の欠陥又は事故等が発生した場合、多額のコストが発生するとともに、当社グループが社会的信用を失う可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 在庫リスクについて

当社は、販売予測に基づく適切な在庫管理を行うことにより、過剰在庫の発生及び品切れによる販売機会の逸失がないよう努めておりますが、販売予測を誤った場合には過剰在庫又は在庫不足となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (5) 商品開発について

接骨院ソリューション事業では、今後も商品開発への投資を継続的に行っていく方針であります。しかしながら、商品開発が計画より遅れた場合、商品開発を途中で断念した場合、又は開発した商品が販売不振に終わった場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(6) 療養費請求代行サービスについて

当社グループの接骨院ソリューション事業は、療養費請求代行サービスを展開しております。この療養費請求代行サービスには、貸金業者と提携することにより、療養費を早期に現金化するサービスが含まれております。提携している貸金業者とは取引開始以来、良好な関係を継続しており、今後も情報交換等を含めて連携を強化しつつ、取引を継続していく方針であります。しかしながら、当社グループは貸金業登録をしていないため、万一、貸金業者との提携関係を解消せざるを得なくなった場合には、業法上のリスクを回避するため、療養費を早期に現金化するサービスを維持することができず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 許認可等について

接骨院ソリューション事業では、医療機器機材を販売するために、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく都道府県知事の許可を受けた高度管理医療機器等販売業・貸与業を行っております。また、「職業安定法」に基づく厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介事業を行っております。さらに、金融サービス事業では、「金融商品取引法」にもとづく内閣総理大臣の登録を受けた金融商品仲介業を行っております。現時点において、当社グループでは許可・登録の取消等の事由に該当する事実はないと認識しておりますが、許可・登録要件に違反した場合等には、許可・登録の取消、事業停止命令又は事業改善命令を受けることがあります。当社グループは、今後もコンプライアンスの推進及びリスク対策に十分努めてまいりますが、万一、何らかの理由により許可・登録の取消等があった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 保険会社との関係について

当社グループの金融サービス事業が行っている保険代理店業では、生命保険会社20社及び損害保険会社5社と代理店契約を締結して、「保険業法」に基づく登録を行っております。そのため、当社グループは、同法及びその関係法令並びにそれらに基づく関係当局の監督等による規制等を受けて、サービス活動及び保険募集を行っており、当社グループが同法に定められた保険募集に関する禁止行為に違反した場合等は、内閣総理大臣は代理店登録の取消や業務の停止、業務改善命令の発令等の行政処分を行うことができるとされています。当社グループは、内部管理体制の充実化を図り、コンプライアンスを推進しておりますが、万一、当社グループの金融サービス事業が行政処分を受けることにより、社会的信用を失い、代理店契約の大半を解除されるような事態になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。さらに、保険会社の財政状態の悪化等により、保険契約が失効解約されるような事態等になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 知的財産権の侵害について

当社グループは、当社グループが提供するサービスが第三者の商標権・著作権等の知的財産権を侵害しないよう可能な範囲で調査を行っており、現在は当該侵害の事実はないものと認識しております。しかしながら、知的財産権侵害の有無を完全に把握することは困難であり、将来的に、当社グループが提供するサービスについて、第三者より知的財産権の侵害に関する請求を受け、又は訴訟を提起される可能性は否定できず、その場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは提供するサービスに関する知的財産権の保護に努め、当社グループが保有する商標権等の知的財産権を侵害されないように、細心の注意を払っておりますが、侵害を把握しきれない場合や侵害に対して適切な対応をすることができない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の役職員への依存について

当社グループは、取締役や幹部社員等の専門的な知識、技術、経験を有している役職員が業務執行について重要な役割を果たしており、当該役職員に蓄積されている経験値は、当社グループの重要なノウハウであると認識しております。しかしながら、当該役職員が何らかの理由によって退任、退職したり、又は長期離脱を余儀なくされる等により、後任者の確保が困難となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11)人材の確保及び育成について

当社グループは、今後の事業拡大に伴い、積極的に優秀な人材を採用し、社内教育を行うとともに、特定の人物に過度に依存しない体制の構築や、業務拡大を想定した人材の増強を図る予定ですが、現在、在職している人材の予想を上回る流出や当社グループの求める人材が確保できない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、適切な人材を確保できたとしても、人材の増強や教育等に伴い、固定費の増加を余儀なくされる可能性があり、その場合にも当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12)内部管理体制について

当社グループの継続的な成長のためには、社内における情報管理や労務管理を含む内部管理体制が適切に機能することが必要不可欠であると認識しており、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保並びに法令及び各社内規程の遵守を徹底しておりますが、事業拡大により、内部管理体制が有効に機能しなかった場合には、適切な業務運営を行うことができず、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13)固定資産に係る減損リスクについて

当社グループは、事業用設備備品等の有形固定資産及びソフトウェア等の無形固定資産を保有しており、これらは潜在的に資産価値の下落による減損リスクに晒されております。当社グループでは、対象となる資産について減損会計ルールに基づき適切な処理を行っておりますが、保有する固定資産の収益性が悪化し、資産価値が低下した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14)自然災害のリスクについて

大規模地震や台風等の自然災害により、当社グループの本社や他の拠点又は顧客に甚だしい被害が発生した場合は、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. その他

(1) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社グループの役員及び従業員並びに社外協力者に対して、ストック・オプションとしての新株予約権を付与しております。本書提出日現在、その数は112,800株となり、発行済株式総数1,301,500株の8.67%に相当します。また、今後におきましても、当社グループの役員及び従業員等に対するインセンティブとして新株予約権を付与する可能性があります。

これらの新株予約権が行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式価値に希薄化が生じる可能性があります。

(2) 配当政策について

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しております。一方で、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、現在までのところ無配を継続してまいりました。

今後におきましては、毎期の業績及び財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。現時点において配当の実施の可能性及びその実施の時期等は未定であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に応じ、また、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。

(3) ベンチャーキャピタル等による当社株式の保有について

前連結会計年度末時点において、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合（以下「ベンチャーキャピタル等」という。）が保有する当社株式の数は216,000株であり、発行済株式総数1,301,500株の16.60%に相当します。

一般的に、ベンチャーキャピタル等が非上場株式に投資を行う目的のひとつとして、上場後に保有する株式を売却してキャピタルゲインを得ることがあり、当社におきましてもベンチャーキャピタル等により株式が売却される可能性があります。そのような場合には、短期的に需給バランスの悪化が生じる可能性があり、当社の株価形成に影響を及ぼす可能性があります。



(4) M&Aについて

当社グループでは、新規事業やサービスの拡大のため、M&Aを有効な手段のひとつに位置付けており、今後も必要に応じてM&Aを実施する方針であります。

M&Aに際しては、対象企業のビジネス、財務内容及び法務等について詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図る方針であります。しかしながら、これらの調査段階で想定されなかった事象が、M&A実行後に発生する場合や、事業展開が計画通りに進まない可能性があり、その場合は当初期待した業績への寄与の効果が得られない可能性があり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 調達資金の用途について

当社は、令和2年3月に実施した公募増資等により調達した資金の用途について、主にソフトウェアの機能改善のための開発費用、事業拡大のための人材採用費用、事業所の移転に伴う設備費用並びに当社グループの認知度向上のための広告宣伝費用に充当する予定であります。

しかしながら、当社を取り巻く経営環境の変化に対応するため、資金を計画以外の用途に充当する可能性があります。資金用途計画が変更となる場合には、速やかに開示いたします。また、計画通りに資金を使用した場合においても、想定した投資効果が得られない可能性もあります。

### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

#### (1) 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き緩やかな回復基調で推移したものの、米中を中心とした通商問題の動向や消費税率引き上げなどに加え、新型コロナウイルスの感染拡大が、国内外の経済に及ぼす影響が大いに懸念されるなど、今後の経済動向は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが主要市場とする接骨院業界におきましては、接骨院数の増加に伴う他院との差別化、柔道整復療養費の減少に伴う経営の悪化、新規出店に伴う資金及び人員（有資格者）の確保、人員の増加に伴う教育制度の構築、接骨院オーナーの老後資金の確保等、様々な問題や課題が発生しております。

このような状況の中、当社グループの接骨院ソリューション事業では、接骨院に対して経営・運営における様々な問題（売上の減少、資金難、経営戦略不足、教育制度の未整備等）に対するソリューションの提供を行ってまいりました。また、金融サービス事業では、保険代理店やIFA（金融商品仲介業）を中心に事業を展開してまいりました。両事業において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて、対面での営業活動及び一部のプログラムやセミナー開催を自粛または延期したこと等、対応を行ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は売上高2,167,830千円（前連結会計年度比19.8%増）、営業利益224,326千円（前連結会計年度比242.7%増）、経常利益203,542千円（前連結会計年度比214.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益142,738千円（前連結会計年度比300.9%増）となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

#### <接骨院ソリューション事業>

ソフトウェアでは、接骨院向け患者情報管理システム「Ligoo POS & CRM」の導入院数が1,252院となっており、約413万人の患者データが蓄積されております。また、レセプト計算システム「レセONE」の導入院数が310院となっており、それぞれのソフトウェアの導入院数が増加したこと等により、売上高は349,559千円（前連結会計年度比4.8%増）となりました。

機材・消耗品では、外部から身体に電気刺激を与えることにより、筋肉を運動させる電氣的筋肉刺激装置「EMS-indepth-」、骨盤や背骨の歪みが原因となる痛みへの対処法とした油圧電動式の施術台（一般医療機器）「トムソンベッド」、疼痛の軽減や筋肉の萎縮の改善等に用いられる低周波治療器（特定保守管理医療機器）「Inject Energy」の販売や経営・運営・教育・組織等の各分野における当社のコンサルティングノウハウを集約した教材等の販売を行いました。接骨院での自費施術メニューの拡大をサポートする為のツールや組織力の強化を図ること等の需要の増加に伴い、売上高は783,036千円（前連結会計年度比48.9%増）となりました。

教育研修コンサルティングでは、顧客毎の需要に合わせた年単位など一定の契約期間を基本とする継続型のコンサルティング及び接骨院の幹部または幹部候補者等向けの研修プログラム「GRAND SLAM」等を展開しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて一部のプログラムやセミナー開催を自粛または延期したこと等により、売上高は243,097千円（前連結会計年度比15.8%減）となりました。

請求代行では、接骨院等における事務負担の軽減を目的とした療養費請求代行サービスを展開しております。新規会員数及び療養費請求額が増加し、月会費や請求代行手数料が増加したこと等により、売上高は226,583千円（前連結会計年度比160.2%増）となりました。

以上の結果、売上高1,602,277千円（前連結会計年度比29.7%増）、営業利益201,914千円（前連結会計年度比409.3%増）となりました。

#### <金融サービス事業>

保険代理店では、接骨院ソリューション事業において構築された接骨院ネットワーク及び提携先からの紹介等により生命保険及び損害保険の販売を行いました。2019年2月の国税庁の方針を受け、保険会社各社が法人向け生命保険の販売の見直しを行った影響等により、売上高は356,317千円（前連結会計年度比23.0%減）となりました。

IFA（金融商品仲介業）では、株式や投資信託等の金融商品を用いて、長期的で安定的な資産形成や資産運用を目的にサービスを展開しております。外部委託先である委託IFAの増加に伴い、販売手数料や信託報酬が増加したこと等により、売上高は209,235千円（前連結会計年度比86.9%増）となりました。

以上の結果、売上高565,552千円（前連結会計年度比1.6%減）、営業利益22,412千円（前連結会計年度比13.2%減）となりました。

## (2) 財政状態の状況

### 資産

当連結会計年度末の資産合計は1,608,202千円となり、前連結会計年度末と比べ700,255千円の増加となりました。

流動資産は1,171,965千円となり、前連結会計年度末と比べ600,358千円の増加となりました。これは主に、売掛金が45,544千円、商品が18,075千円減少したものの、現金及び預金が653,769千円増加したことによるものであります。

固定資産は436,236千円となり、前連結会計年度末と比べ99,897千円の増加となりました。これは主に、繰延税金資産が38,206千円減少したものの、ソフトウェアが52,586千円、ソフトウェア仮勘定が64,380千円、顧客関連資産が32,933千円増加したことによるものであります。

### 負債

当連結会計年度末における負債合計は786,113千円となり、前連結会計年度末と比べ37,974千円の増加となりました。

流動負債は518,870千円となり、前連結会計年度末と比べ60,023千円の増加となりました。これは主に、前受金が55,091千円減少したものの、1年内返済予定の長期借入金が24,708千円、未払法人税等が16,778千円、預り金が78,792千円増加したことによるものであります。

固定負債は267,243千円となり、前連結会計年度末と比べ22,048千円の減少となりました。これは主に、長期借入金が21,513千円減少したことによるものであります。

### 純資産

当連結会計年度末における純資産は822,088千円となり、前連結会計年度末と比べ662,280千円の増加となりました。これは、新規上場に伴う公募増資等により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ259,771千円増加したこと及び親会社株主に帰属する当期純利益を142,738千円計上したことによるものであります。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は931,687千円となり、前連結会計年度と比べ649,569千円の増加となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

### [営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果、得られた資金は366,648千円（前連結会計年度は3,259千円の収入）となりました。これは主に、前受金の減少額55,091千円があったものの、税金等調整前当期純利益203,082千円、減価償却費78,740千円、売上債権の減少額45,544千円、預り金の増加額78,792千円等によるものであります。

### [投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果、使用した資金は226,260千円（前連結会計年度は52,273千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出11,211千円、無形固定資産の取得による支出212,002千円等によるものであります。

### [財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果、得られた資金は509,181千円（前連結会計年度は137,188千円の収入）となりました。これは主に、新株の発行による収入513,244千円によるものであります。

(4) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(5) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、金融サービス事業の仕入実績はありません。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
接骨院ソリューション事業	271,579	105.3
合計	271,579	105.3

(注)上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(6) 受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(7) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごと、サービス区分ごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称及びサービス区分	販売高(千円)	前年同期比(%)
接骨院ソリューション事業		
ソフトウェア	349,559	104.8
機材・消耗品	783,036	148.9
教育研修コンサルティング	243,097	84.2
請求代行	226,583	260.2
接骨院ソリューション事業 合計	1,602,277	129.7
金融サービス事業		
保険代理店	356,317	77.0
IFA(金融商品仲介業)	209,235	186.9
金融サービス事業 合計	565,552	98.4
合計	2,167,830	119.8

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

( 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 )

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a . 財政状態

資産

当連結会計年度末の資産合計は1,608,202千円となり、前連結会計年度末と比べ700,255千円の増加となりました。これは主に、売掛金が45,544千円減少したものの、新規上場に伴う公募増資等により現金及び預金が653,769千円、レセONE等の機能追加・強化の開発に伴うソフトウェアが52,586千円、仕掛中であるソフトウェア仮勘定が64,380千円、(株)ヘルスケア・フィットにおいて会員数増加を目的とした顧客関連資産が32,933千円増加したことによるものであります。

負債

当連結会計年度末における負債合計は786,113千円となり、前連結会計年度末と比べ37,974千円の増加となりました。これは主に、前受金が55,091千円減少したものの、(株)ヘルスケア・フィットにおいて会員数が増加し、健康保険組合等の保険者から療養費等を一時的に預かっている預り金が78,792千円増加したことによるものであります。

純資産

当連結会計年度末における純資産は822,088千円となり、前連結会計年度末と比べ662,280千円の増加となりました。これは、新規上場に伴う公募増資等により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ259,771千円増加したこと及び親会社株主に帰属する当期純利益を142,738千円計上したことによるものであります。

b . 経営成績

売上高

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ358,201千円増加の2,167,830千円（前連結会計年度比19.8%増）となりました。

接骨院ソリューション事業におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑みて一部のプログラムやセミナー開催を自粛又は延期したこと等により、教育研修コンサルティングの売上は減少したものの、ソフトウェア販売及び機材・消耗品販売並びに請求代行は好調に推移しました。この結果、接骨院ソリューション事業の売上高は1,602,277千円（前連結会計年度比29.7%増）となりました。

金融サービス事業におきましては、IFA（金融商品仲介業）の売上は前年を上回ったものの、保険代理店では2019年2月の国税庁の方針を受け、保険会社各社が法人向け生命保険の販売の見直しを行った影響等により売上が減少しました。この結果、金融サービス事業の売上高は565,552千円（前連結会計年度比1.6%減）となりました。

売上原価及び売上総利益

当連結会計年度の売上原価は、機材・消耗品販売の増加に伴い、仕入高が増加したこと等により934,527千円（前連結会計年度比23.2%増）となりましたが、売上総利益率の高い商品販売及びサービス提供した結果、当連結会計年度の売上総利益は1,233,303千円（前連結会計年度比17.3%増）となりました。

販売費及び一般管理費並びに営業利益

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、人員の増員に伴う人件費の増加や新規上場に係る費用を計上したこと等により1,008,976千円（前連結会計年度比2.3%増）となりました。その結果、当連結会計年度の営業利益は224,326千円（前連結会計年度比242.7%増）となりました。

営業外損益及び経常利益

助成金収入及び受取賃貸料等により営業外収益1,262千円を計上した一方で、支払利息2,754千円、株式交付費及び株式公開費用19,269千円等により営業外費用22,046千円を計上した結果、当連結会計年度の経常利益は203,542千円（前連結会計年度比214.3%増）となりました。

特別損益及び親会社株主に帰属する当期純利益

固定資産除却損480千円を特別損失に計上しました。また、法人税、住民税及び事業税22,137千円、法人税等調整額38,206千円計上した結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は142,738千円（前連結会計年度比300.9%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フロー

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は931,687千円となり、前連結会計年度と比べ649,569千円の増加となりました。

キャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要の主なものは、商品の仕入れ及び外注費、並びに販売費及び一般管理費であります。また、投資を目的とした資金需要として、ソフトウェアを中心とした設備資金等であります。

資金の源泉は主として、自己資金及び金融機関からの借入金による調達を基本としております。資金の流動性については、事業計画、設備投資計画に応じた現金及び預金残高の確保と必要に応じて外部資金の調達を行うことにより維持してまいります。また、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結しており、資金調達手段を確保することで、流動性リスクをコントロールしております。

(3) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、決算日における資産及び負債の数値、連結会計年度の収益及び費用の数値に影響を与える見積りを必要としております。当該見積りについては、過去の実績値や状況を踏まえ、合理的と判断される前提に基づき行っておりますが、見積りについては不確実性が存在するため、実際の結果と異なる可能性があります。この見積りについては継続して評価し、必要に応じて見直しを行っております。

a. 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

b. 固定資産の減損

当社グループは、固定資産において、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。事業計画や市場の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損損失が発生し、当社グループの業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

c. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う会計上の見積り

詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載しております。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境や事業活動等、当社グループにおいて様々な要因の変動による影響を受けると認識しております。そのため、当社グループを取り巻く外部環境及び内部環境に留意し、内部統制システムの強化や優秀な人材の確保と育成、様々なニーズに合った商品やサービスの開発等により、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散し、リスクの発生を抑え、適切な対応を図ってまいります。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後より成長していくために、「第2 事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、様々な経営課題に対処することが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、当社グループを取り巻く外部環境及び内部環境に留意し、様々なニーズを識別して経営資源の最適化に努めること及び継続的に収益を確保し、事業規模の拡大を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループ（当社及び連結子会社）の設備投資の総額は223,048千円であり、セグメント別に示すと、次のとおりであります。

なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

##### (1) 接骨院ソリューション事業

当連結会計年度の主な設備投資は、レセONE及びLigoo POS & CRMの機能追加のソフトウェア開発を中心とする総額220,814千円（無形固定資産213,286千円、有形固定資産7,527千円）の投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

##### (2) 金融サービス事業

当連結会計年度の主な設備投資は、事務所増床に伴う設備に総額2,234千円（有形固定資産2,234千円）の投資を実施しました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。



## 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

### (1) 提出会社

令和2年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物附属設備 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
大阪本社 (大阪市中央区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	31,669	8,748	183,232	66,610	290,261	45 (7)
東京事務所 (東京都港区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	1,503	1,667	-	-	3,170	12 (-)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、商標権、ソフトウェア仮勘定の合計であります。  
4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。  
5. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。  
6. 上記の大阪本社及び東京事務所は、連結会社以外の者から賃借している建物であり、内容は下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
大阪本社 (大阪市中央区)	接骨院ソリューション事業	事業所設備	16,659
東京事務所 (東京都港区)	接骨院ソリューション事業	事業所設備	7,327

### (2) 国内子会社

令和2年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
				建物附属設備 (千円)	工具、器具及 び備品 (千円)	その他 (千円)	合計 (千円)	
株式会社FPデザイン	本社 (大阪市中央区)	金融サービス事業	事務所設備	2,071	3,064	0	5,136	19 (1)
	東京事務所 (東京都千代田区)	金融サービス事業	事務所設備	543	200	-	744	6 (1)
株式会社ヘルスケア・フィット	本社 (浜松市中区)	接骨院ソリューション事業	事務所設備	8,301	4,645	8,078	21,025	3 (1)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は、車両運搬具、ソフトウェアの合計であります。  
4. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用者数であります。  
5. 臨時従業員には、アルバイト及びパートタイマーを含み、派遣社員を除いております。  
6. 上記の本社及び東京事務所は、連結会社以外の者から賃借している建物であり、内容は下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (千円)
株式会社FPデザイン	本社 (大阪市中央区)	金融サービス事業	事業所設備	5,987
株式会社FPデザイン	東京事務所 (東京都千代田区)	金融サービス事業	事業所設備	3,497
株式会社ヘルスケア・フィット	本社 (浜松市中区)	接骨院ソリューション事業	事業所設備	9,507

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方 法	着手及び完了予定年月		完成後 の増加 能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 大阪本社	大阪市 中央区	接骨院ソ リユー ション事 業	レセONE 機能追加 及び機能 強化	365,000	55,220	自己資金	令和元年6月	令和3年12月	(注)2 .
当社 大阪本社	大阪市 中央区	接骨院ソ リユー ション事 業	Ligoo POS & CRM 機能追加 及び機能 強化	90,000	8,000	自己資金	令和2年2月	令和3年10月	(注)2 .
当社 東京事務所	東京都 港区	接骨院ソ リユー ション事 業	事務所移 転に伴う 設備等	30,000	-	自己資金	令和3年6月	令和3年7月	(注)2 .

(注) 1 . 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2 . 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,020,000
計	4,020,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和2年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和2年6月26日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	1,301,500	1,301,500	東京証券取引所 (マザーズ)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	1,301,500	1,301,500	-	-

- (注) 1. 令和2年3月13日をもって、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。これに伴い、公募増資により、発行済株式数が275,000株増加しております。また、令和2年3月26日付を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当による増資により、発行済株式数が14,600株増加しております。
2. 提出日現在の発行数には、令和2年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

##### 第1回新株予約権(平成27年3月31日取締役会決議)

決議年月日	平成27年3月31日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 10名 社外協力者 1名
新株予約権の数(個)	136 (注)1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 40,800 (注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	167 (注)3
新株予約権の行使期間	自 平成29年4月1日 至 令和6年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 167 (注)4 資本組入額 84 (注)4
新株予約権の行使の条件	(注)5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項	(注)6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7

当事業年度の末日(令和2年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(令和2年5月31日)にかけて変更された事項はありません。

(注) 1. 「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、300株とする。なお、新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」という。)を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額50,000円(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換または行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)6に準じて決定する。

新株予約権の行使条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

第2回新株予約権（平成27年7月24日取締役会決議）

決議年月日	平成27年7月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 9名 子会社取締役 1名 社外協力者 2名
新株予約権の数（個）	155（注）1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 46,500（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	167（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成29年8月1日 至 令和6年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 167（注）4 資本組入額 84（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（令和2年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和2年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、300株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額50,000円（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

6. 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)6に準じて決定する。

新株予約権の行使条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。



第3回新株予約権（平成28年6月30日取締役会決議）

決議年月日	平成28年6月30日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 4名 子会社従業員 1名
新株予約権の数（個）	76（注）1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 22,800（注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,334（注）3
新株予約権の行使期間	自 平成30年7月1日 至 令和6年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,334（注）4 資本組入額 667（注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（令和2年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和2年5月31日）にかけて変更された事項はありません。

（注）1．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、300株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額400,000円（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

#### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

#### 6. 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

#### 7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)6に準じて決定する。

新株予約権の行使条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

第4回新株予約権（令和元年6月28日取締役会決議）

決議年月日	令和元年6月28日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 11名 子会社従業員 4名
新株予約権の数（個）	29 [ 27 ] （注）1、2
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,900 [ 2,700 ] （注）1、2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,830 （注）3
新株予約権の行使期間	自 令和3年7月1日 至 令和11年3月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,830 （注）4 資本組入額 915 （注）4
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
新株予約権の取得条項	（注）6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

当事業年度の末日（令和2年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（令和2年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[ ]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．「新株予約権の数」及び「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」は、付与対象者の退職により消却したものを減じた数を記載しております。

2．新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、100株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

3．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額1,830円（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

#### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 5. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を保有していることとする。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者は、当社の新株予約権の目的たる株式が日本国内の証券取引所に上場し、かつ上場日以後6ヶ月間を経過した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。

新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

#### 6. 新株予約権の取得条項

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が定める日が到来することをもって、新株予約権の全部または一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合には、当社取締役会の決議によりその取得する新株予約権の一部を定める。

#### 7. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に沿ってそれぞれ交付する。この場合においては、残存する新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に定める条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

再編対象会社による新株予約権の取得

上記(注)6に準じて決定する。

新株予約権の行使条件

上記(注)5に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(注)4に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成28年3月30日 (注)1.	393	3,193	78,600	128,600	78,600	78,600
平成28年5月2日 (注)2.	180	3,373	36,000	164,600	36,000	114,600
平成29年12月20日 (注)3.	1,008,527	1,011,900	-	164,600	-	114,600
令和2年3月12日 (注)4.	275,000	1,286,900	246,675	411,275	246,675	361,275
令和2年3月26日 (注)5.	14,600	1,301,500	13,096	424,371	13,096	374,371

(注)1.有償第三者割当

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 J A I C - ブリッジ3号投資事業有限責任組合、みずほ成長支援投資事業有限責任組合、K & P パートナース1号投資事業有限責任組合、株式会社ペイフォワード、畠山 兼一郎、代表世話人株式会社

2.有償第三者割当

発行価格 400,000円

資本組入額 200,000円

割当先 株式会社ウィルグループ

3.株式分割(1:300)によるものです。

4.有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,950円

引受価額 1,794円

資本組入額 897円

払込金総額 493,350千円

5.有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

割当価格 1,794円

資本組入額 897円

割当先 S M B C 日興証券株式会社

(5)【所有者別状況】

令和2年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	12	62	9	3	1,338	1,427	12
所有株式数 (単元)	-	60	314	741	155	4	11,739	13,013	200
所有株式数の割 合(%)	-	0.46	2.41	5.69	1.19	0.03	90.21	100.00	-

(6) 【大株主の状況】

令和2年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
川瀬 紀彦	兵庫県芦屋市	503,200	38.66
K & Pパートナーズ1号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内神田1丁目2番1号	87,000	6.68
藤原 俊也	東京都中央区	68,100	5.23
石本 導彦	大阪府泉佐野市	62,400	4.79
K & Pパートナーズ2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区内神田1丁目2番1号	39,000	3.00
みずほ成長支援投資事業有限責任組合	東京都千代田区内幸町1丁目2番1号	37,500	2.88
日本アジア投資株式会社	東京都千代田区神田錦町3丁目11番地	37,500	2.88
藤本 幸弘	東京都千代田区	30,000	2.31
城守 和幸	大阪市中央区	22,500	1.73
糸野 聡史	大阪府藤井寺市	18,000	1.38
計	-	905,200	69.55

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和2年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,301,300	13,013	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 200	-	-
発行済株式総数	1,301,500	-	-
総株主の議決権	-	13,013	-

【自己株式等】

該当事項はありません。



## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主への利益還元を行うことを重要な経営課題と認識しております。

一方で、財務体質の強化及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実を優先させるため、現在までのところ無配を継続してまいりました。

今後におきましては、毎期の業績、財政状態を勘案しつつ、将来の事業拡大のために必要な内部留保とのバランスを図りながら配当による株主への利益還元を安定的かつ継続的に実施する方針であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応し、また、一層の事業拡大を目指すため、中長期的な投資原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本的な方針とし、配当の決定機関は株主総会でありま  
す。また、当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款  
に定めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元ができると考えております。

また、当社は、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めるために、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することが重要な課題であると位置づけ、会社の所有者たる株主の視点を踏まえた効率的な経営を行っております。

#### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社では、会社法に基づく機関として、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、代表取締役社長直轄組織として、内部監査室を設置し、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを確保できる経営体制の構築を図るとともに、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の構築のため、代表取締役社長が諮問する機関として、経営会議を設置しております。

また、事業規模に合わせた適正な業務執行と迅速な意思決定ができる経営体制を構築するとともに、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、第三者目線で経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを監督・監査し、向上させることが可能であると判断し、現行の体制を選択しております。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### イ．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長川瀬紀彦が議長を務め、取締役副社長藤原俊也、取締役副社長石本導彦、専務取締役梅木智史、取締役大浦徹也、社外取締役島宏一、社外取締役村田雅幸の7名により構成されており、法令及び定款に定められた事項、経営に関する重要事項の決定及び取締役の職務遂行の監督等を行っております。毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

また、取締役会には全監査役が出席し、取締役の職務遂行を監督しております。

##### ロ．監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役江澤紳二郎（社外監査役）が議長を務め、非常勤監査役糸野聡史、非常勤監査役吉田憲史（社外監査役）の3名により構成されており、取締役の業務執行等を監査・監視しております。毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて臨時に開催される場合もあります。なお、監査に関する重要な事項や監査の方法等は、監査役会において協議の上、決定しております。

常勤監査役は、重要会議に出席するほか、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧するなど、監査の実効性の確保に努めております。さらに、代表取締役社長との面談や各部門の往査・ヒアリングを実施し、業務の監査が広く行われる体制を整えております。また、会計監査人及び内部監査室長とも連携し、情報交換を行うことで相互の連携を深めております。

非常勤監査役は、取締役会への出席のほか、常勤監査役との連携等を通じて監査を実施しております。

##### ハ．会計監査人

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しております。

##### ニ．経営会議

経営会議は、代表取締役社長川瀬紀彦が議長を務め、取締役副社長藤原俊也、取締役副社長石本導彦、専務取締役梅木智史、取締役大浦徹也の常勤取締役5名により構成されており、代表取締役社長が諮問する機関として、毎月1回の定期開催のほか、必要に応じて開催しております。経営会議には常勤取締役が出席し、現在の業務執行状況の報告及び意見交換、情報共有等が行われております。また、常勤監査役も経営会議に参加し、会議内容について確認しております。

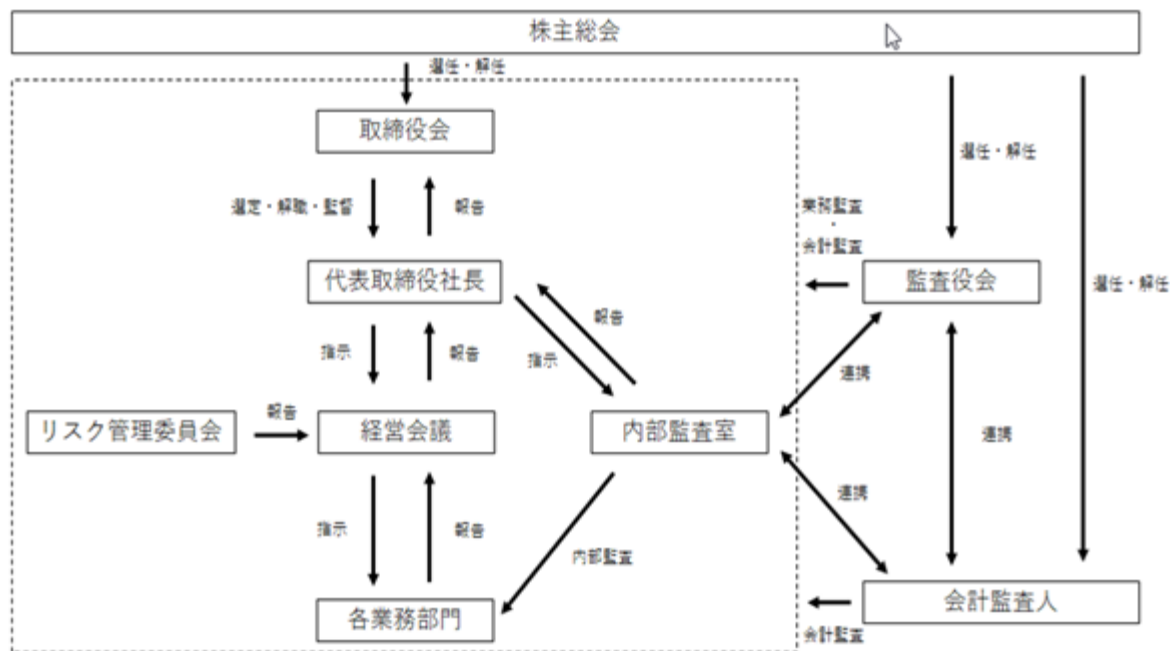
##### ホ．内部監査室

内部監査室は、専任の内部監査室長1名により構成されており、代表取締役社長直轄の組織として、当社グループ各部門が法令や社内規程に則り、効果的かつ合理的に業務遂行しているかどうかを評価し、問題があれば、業務改善に向けた助言・改善勧告、改善後のフォローアップ等を行っております。また、監査役会及び会計監査人とも定期的に情報交換を行い、効率的な監査の実施に努めております。

へ. リスク管理委員会

リスク管理委員会は、管理担当取締役大浦徹也が委員長を務め、事務局を管理部法務チームが担当し、副委員長、その他委員によって構成されております。同委員会は、各種リスクの洗い出し、分析を行った上で、重要リスクについて経営会議へ報告を行い、重要リスク対策の実施状況のモニタリング等を行っております。

ト. 当社におけるコーポレート・ガバナンス体制の概況図



チ. 内部統制システムの整備状況

当社は、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を定め、取締役会その他重要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保する体制作りに努めております。その他役職員の職務執行に対し、監査役及び内部監査室がその業務執行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、全社勉強会を四半期に1度開催し、役職員の意識と知識の向上に努めております。日常的に代表取締役社長や管理部による内部統制システムに関する情報発信も行っております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款並びに社会規範を遵守するとともに、「企業行動規範」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 業務遂行する上で遵守すべき基準及び諸手続を纏めた諸規程を作成し、これを遵守する。
- (3) 「コンプライアンス規程」に基づき、管理部門担当取締役をコンプライアンス担当取締役、管理部をコンプライアンス担当部署とそれぞれ定める。コンプライアンス担当取締役及びコンプライアンス担当部署は、コンプライアンス遵守の徹底を図るため、共同して「コンプライアンスマニュアル」等の実施状況を管理及び監督し、役職員に対する適切なコンプライアンス教育及び研修の実施、役職員によるコンプライアンス遵守状況の調査及び問題がある場合の改善指示等を行う。
- (4) 「内部通報規程」に基づき、コンプライアンス上疑義のある行為等の防止・早期発見・是正を目的として内部通報制度を設け、社内窓口として常勤監査役、人事担当責任者及び内部監査室長、社外窓口として顧問弁護士及び顧問社会保険労務士を内部通報窓口とする体制を、通報者保護の原則に基づき運用する。
- (5) 万一コンプライアンス上問題となり得る事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役が、直ちにその状況及び対策その他必要な事項を、取締役会及び監査役会に報告する。コンプライアンス担当部署は、かかる事態の再発を防止するための施策を策定し、当社グループにその内容を周知徹底する。
- (6) 代表取締役社長直轄の内部監査担当部署として内部監査室を設置し、内部監査室は「内部監査規程」に基づき、コンプライアンス担当部署と連携の上、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、これらの活動は定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、「取締役会規則」、「稟議規程」、「文書管理規程」その他の当社社内規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定め、適切に保存及び管理する。

(2)取締役及び監査役は、上記情報を必要に応じて閲覧することができる。

c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)「リスク管理規程」に基づき、当社グループ全体のリスク管理を行う。

(2)経営危機が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とした対策本部を設置し、危機を解決、克服又は回避するための体制を整える。

(3)経営危機を未然に防止するため、当社グループ全体のリスクの管理に係る体制の整備等を担当する組織としてリスク管理委員会を設置する。

(4)内部監査室は各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長及び監査役会に報告する。

d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を都度開催する。

(2)「経営会議規程」に基づき、経営効率を向上させるため、経営会議を毎月1回開催し、一定の業務執行に関する基本的事項及び重要事項にかかる意思決定を機動的に行う。

(3)業務の運営については、取締役会が中期経営計画及び各事業年度の計画を策定し、当社グループ全体の目標を設定するとともに、各取締役の業務分担を定め、効率的な業務執行を行う。各部門においては、計画に定める目標の達成に向け、具体策を立案及び実行するとともに、定期的に取締役会に業績報告を行うことにより、経営計画の達成状況について取締役会によるチェックを受ける。

(4)組織的かつ効率的な経営を行うため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定めて運営を行う。

e 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1)当社は子会社に対して、子会社の取締役又は監査役として当社役員を派遣し、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。

(2)子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会の承認を得る又は報告を行う。

(3)内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を行う。

(4)監査役は、「監査役規程」に基づき、取締役及び使用人から、子会社管理の状況について報告又は説明を受け、関係資料の閲覧を行うものとする。

f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

g 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。また、当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、補助使用人の独立性についても十分留意するものとする。

h 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、その担当する業務の執行状況の報告を行うとともに、随時各監査役の要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

(2)取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況並びに内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに報告する。

(3)監査役に報告を行った取締役及び使用人に対し、報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。

i 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1)監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なでない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

j その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うこととする。

(2)監査役は、必要に応じて、会計監査人及び内部監査室長と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の効率性及び実効性の確保を図ることとする。

(3)監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士等に専門的な立場から助言を受ける等必要な連携を図ることとする。

k 反社会的勢力との取引排除に向けた体制

(1)「反社会的勢力排除宣言と対応基本方針」に基づき、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求は拒絶することを基本方針とする。

(2)「反社会的勢力対応規程」に管理部を反社会的勢力対応部署と定め、体制整備に努める。同規程に基づき、反社会的取引の防止に必要な管理体制及び手続について規定するとともに、不当要求発生時に採るべき対応策や方針を定める。

(3)反社会的勢力対応に関する方針・規程等の周知徹底にあたっては、「企業行動規範」その他の啓発資料の配付や反社会的取引に至る主要類型等を示すなどにより、注意喚起を行うとともに、役職員に対し反社会的勢力対応に関して必要な教育を実施する。

取締役及び監査役の数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社の取締役の選任決議は、株主総会の決議によって行っております。なお、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

中間配当

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への利益配分の機会を充実させるためであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

取締役及び監査役との責任限定契約の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めております。

また、会社法第427条第1項により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役の全員と当該契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

( 2 ) 【 役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	川瀬 紀彦	昭和51年5月6日生	平成12年4月 (株)商工ファンド(後の(株)SFCG)入 社 平成13年4月 (株)ホロニック入社 平成16年10月 当社設立 代表取締役社長 平成17年8月 (株)ベッツホールディングス 取締役 平成17年12月 当社 代表取締役社長(現任) 平成25年1月 (株)リグアBEX(現:当社)設立 代表取締役社長 平成26年10月 (株)FPデザイン 取締役 平成29年1月 (株)LAS 取締役(現任) 平成30年5月 (株)ヘルスケア・フィット 代表取締役 社長(現任)	(注)3	503,200
取締役副社長 事業開発室管掌	藤原 俊也	昭和52年9月19日生	平成13年4月 (株)ノヴァ入社 平成17年6月 当社入社 平成17年8月 当社 取締役(現任) 平成25年1月 (株)リグアBEX(現:当社) 取締役 平成27年2月 (株)FPデザイン 取締役 平成30年5月 (株)ヘルスケア・フィット 取締役(現 任)	(注)3	68,100
取締役副社長	石本 導彦	昭和45年9月24日生	平成6年4月 (株)コロネット商会入社 平成11年1月 アリコジャパン(現:メットライフ生 命保険(株))入社 平成13年1月 グローバルインシュアランスデザイン (株)入社 平成15年1月 (有)FPデザイン(現:(株)FPデザ イン)設立 取締役 平成15年5月 (有)FPデザインオフィス設立(現:(株) FPデザインオフィス) 代表取締役 平成20年4月 (株)FPデザイン 代表取締役社長 平成22年3月 (株)ライフブラザパートナーズ入社 平成26年8月 当社 取締役(現任) 平成26年10月 (株)石本コンサルタンツ設立 代表取締 役 平成27年1月 (株)リグアBEX(現:当社) 取締役 平成27年4月 みつばち保険コンサルタンツ(株) (現:F Pコンサルタンツ(株))入社 令和2年5月 (株)FPデザイン 代表取締役会長(現 任)	(注)3	62,400
専務取締役 営業本部長 兼 マーケティング室長	梅木 智史	昭和53年2月22日生	平成13年4月 (株)本間ゴルフ入社 平成17年5月 (株)光通信入社 平成24年10月 長谷川ホールディングス(株)(現:H I T O W Aホールディングス(株))入社 平成25年2月 長谷川フードサービス(株)(現:H I T O W Aフードサービス(株)) 取締役 平成25年4月 長谷川介護サービス(株)(現:H I T O W Aケアサービス(株)) 取締役 平成25年10月 長谷川ホールディングス(株)(現:H I T O W Aホールディングス(株)) 取締 役 平成28年6月 当社入社 取締役(現任) 令和2年5月 (株)FPデザイン 代表取締役社長(現 任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 管理部長	大浦 徹也	昭和53年6月2日生	平成14年9月 (株)ノヴァ入社 平成17年10月 (有)エクステンド(現:フロムファースト(株))入社 平成25年3月 (株)eWeLL入社 平成27年4月 当社入社 管理部配属 平成28年6月 当社 取締役管理部長(現任) 平成30年5月 (株)ヘルスケア・フィット 取締役(現任) 平成30年6月 (株)FPデザイン 取締役(現任)	(注)3	3,000
取締役	島 宏一	昭和32年12月5日生	昭和58年5月 (株)日本リクルートセンター(現:(株)リクルートホールディングス)入社 平成22年6月 (株)リクルート(現:(株)リクルートホールディングス) 常勤監査役 平成28年9月 グリー(株) 監査役(現任) 平成28年9月 当社 取締役(現任) 令和2年5月 (株)北の達人コーポレーション 取締役(現任) 令和2年6月 (株)コスモスイニシア 取締役(現任)	(注)3	-
取締役	村田 雅幸	昭和44年2月14日生	平成3年4月 大阪証券取引所入所 平成15年7月 (株)大阪証券取引所 執行役員 兼 東京支社長 平成18年8月 同社 執行役員 兼 上場部長 平成25年6月 (株)東京証券取引所 執行役員 平成30年4月 パブリックゲート合同会社設立 代表社員(現任) 平成30年6月 当社 取締役(現任) 平成30年7月 (株)スマレジ 監査役(現任) 平成31年3月 Chatwork(株) 監査役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	江澤 紳二郎	昭和31年9月14日生	昭和54年4月 住友海上火災保険(株)(現:三井住友海上火災保険(株))入社 平成23年4月 三井住友海上火災保険(株) 理事大阪北支店長 平成26年4月 三井住友海上エイジェンシー・サービス(株) 常務取締役 平成27年4月 MS&ADスタッフサービス(株) 代表取締役 平成30年6月 当社 常勤監査役(現任) (株)FPデザイン 監査役(現任)	(注)4	-
監査役	糸野 聡史	昭和43年6月10日生	平成6年4月 齋藤会計事務所入所 平成11年3月 若原会計事務所入所 平成12年4月 糸野税理士事務所設立 所長(現任) 平成17年1月 当社 監査役 平成23年10月 当社 取締役 平成27年1月 当社 監査役(現任) 平成27年2月 (株)FPデザイン 監査役 (株)リグアBEX(現:当社) 監査役 平成30年5月 (株)ヘルスケア・フィット 監査役(現任)	(注)4	18,000
監査役	吉田 憲史	昭和47年11月13日生	平成10年10月 監査法人トーマツ(現:有限責任監査法人トーマツ)大阪事務所入所 平成14年5月 公認会計士登録 平成16年3月 妙中公認会計士事務所入所 平成18年8月 インデックスデジタル(株)(現:シナジーマーケティング(株))入社 平成24年7月 吉田公認会計士事務所設立 所長(現任) 平成29年6月 当社 監査役(現任)	(注)4	-
計					654,700

- (注)1. 取締役 島宏一及び村田雅幸は、社外取締役であります。
2. 監査役 江澤紳二郎及び吉田憲史は、社外監査役であります。
3. 令和元年12月17日開催の臨時株主総会終結時から、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。
4. 令和元年12月17日開催の臨時株主総会終結時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までであります。

#### 社外役員の状況

当社は、社外取締役2名、社外監査役2名を選任し、取締役会に対する牽制や経営監視の強化を図っております。

社外取締役である島宏一氏は、組織経営に関する相当程度の知見と豊富な経験を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。なお、当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役である村田雅幸氏は、コーポレート・ガバナンスに関する相当程度の知見と専門的知識を当社の経営に活かしていただけるものと判断し、選任しております。なお、当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役である江澤紳二郎氏は、コンプライアンスに関する相当程度の知見と保険業界における豊富な経験を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任しております。なお、当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外監査役である吉田憲史氏は、公認会計士及び税理士として、豊富な経験と幅広い見識等を当社の監査体制の強化に活かしていただけるものと判断し、選任しております。なお、当社と同氏との間にその他の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的な基準は定めていないものの、東京証券取引所の定める独立役員要件の充足状況を勘案して一般株主の利益保護の役割を十分に果たすことができると判断した人物を選任しております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役は、監査役会で策定された監査計画に基づいて、当社及び子会社の業務全般について、社外監査役である常勤監査役を中心として計画的かつ網羅的な監査を実施しております。

また、監査役は、定期的に監査役会を開催し、社外取締役とも情報交換を行う等により連携しております。

さらに、監査役、内部監査室及び会計監査人は、定期的に会合を実施することで情報交換及び相互の意思疎通を図っております。



## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

## 1. 監査役監査の組織、人員

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役江澤紳二郎（社外監査役）が議長を務め、非常勤監査役糸野聡史、非常勤監査役吉田憲史（社外監査役）の3名により構成されております。

なお、非常勤監査役糸野聡史は税理士資格を有し、また、非常勤監査役吉田憲史は公認会計士及び税理士の資格を有し、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## 2. 監査役会の活動状況

監査役会は、取締役会開催月次で開催される他、必要に応じて開催しております。当事業年度は合計17回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりです。

役職	氏名	出席状況（出席率）
常勤監査役	江澤 紳二郎	17回/17回（100%）
監査役	糸野 聡史	17回/17回（100%）
監査役	吉田 憲史	17回/17回（100%）

監査報告の作成、監査方針及び監査計画を策定及び財産の状況調査の方法、その他監査役の職務執行に関する事項の決定を主な検討事項としております。また、会計監査人の選解任または、不再任に関する事項や会計監査人の報酬等に対する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っております。加えて、社外取締役との意見交換会（年2回実施）、会計監査人との報告会（常勤監査役4回、非常勤監査役それぞれ2回）を実施いたしました。その他、毎月、内部監査室長に内部監査の結果・状況等を確認しております。

## 3. 監査役の主な活動

各監査役は、監査役会が定めた監査方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会の議事運営、決議内容を監査し、内部統制システムの整備、運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。全監査役が全ての取締役会に出席（15回開催出席率100%）いたしました。

常勤監査役による重要会議の出席（21回開催出席率100%）、代表取締役社長との面談（年4回実施）および各取締役との面談（年3回実施）、稟議書等の重要書類の閲覧、大阪本社の全部門・東京・浜松・名古屋・福岡の関連会社を含めた事務所への内部監査に同行して実地調査を行い、内部監査室長と月2回のミーティング（計24回）を実施いたしました。

江澤常勤監査役は、株式会社FPデザインの監査役も兼任しており、その取締役会に出席（13回開催出席率100%）、また糸野非常勤監査役は、株式会社ヘルスケア・フィットの監査役も兼任しており、その取締役会に出席（14回開催出席率100%）、それぞれ取締役会の議事運営、決議内容を監査いたしました。

## 内部監査の状況

## 1. 組織、人員及び手続

当社は、代表取締役社長直轄組織として内部監査室（1名）を設置しております。内部監査室は、業務執行の適正性及び有効性を検証するために独立した機関としております。内部監査の実施は、内部監査計画に基づき、当社グループ各部門が法令や社内規程に則り、効果的かつ合理的に業務遂行しているかどうかを評価しており、問題があれば、業務改善に向けた助言・改善勧告、改善後のフォローアップ等を行っております。

## 2. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

## a. 内部監査と監査役監査との連携状況

毎月開催する監査役会への出席時に、内部監査の実施報告及び懸念点等の情報共有を行っております。また、大阪本社の全部門・東京・浜松・名古屋・福岡の関連会社を含めた事務所への年2回の内部監査に江澤常勤監査役が同行いたしました。

その他、月2回ミーティング（計24回）を実施して定期的に情報共有をいたしました。

## b. 内部監査と会計監査との連携状況

内部監査室長は、四半期ごとに会計監査人との定期的な打合せ（計4回実施）での意見交換に加え、必要に応じて随時打合せを実施して意見交換を行いました。

c. 監査役監査と会計監査の連携状況

監査役会は、四半期ごとに会計監査人より会計監査手続き及び結果の概要につき報告（計4回実施）を受け、意見交換を行いました。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 継続監査期間

4年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三宅 潔  
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 神崎 昭彦

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名及びその他7名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、専門性、組織体制、監査実績、監査報酬等を総合的に判断し、選定を行う方針としております。会計監査人の能力、体制、監査業務の遂行状況とその結果及び独立性等について、総合的に判断した結果、有限責任 あずさ監査法人を選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、会計監査人の監査体制及び職務執行状況等を適切であると評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	12,000	-	17,500	4,000
連結子会社	-	-	-	-
計	12,000	-	17,500	4,000

当社における当連結会計年度の非監査業務の内容は、株式上場に係るコンフォートレター作成業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMG）に属する組織に対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬の決定方針は特に定めておりませんが、当社グループの事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して、当社及び監査法人の両社で協議を行い、決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会社法第399条の規定に基づき、会計監査人から監査計画の内容及び日数について説明を受けた上で、会計監査人の適切な業務遂行に必要な監査時間の確保という観点から、監査計画及び監査報酬について同意しております。

また、監査役会は、監査報酬について、成功報酬や著しく低廉な報酬ではなく、会計監査人としての独立性が損なわれるような内容ではないことを確認しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について「役員報酬規程」及び「監査役会規則」により定めております。具体的には、取締役の報酬等の上限額を株主総会で定めており、役員報酬等を含めた年間の役員報酬は、その上限額の範囲内で支給することとしております。なお、役員報酬限度額は、以下のとおりとなります。

役員報酬限度額 取締役200,000千円（平成27年6月22日の定時株主総会で決議）

（年額） 監査役 30,000千円（平成27年6月22日の定時株主総会で決議）

また、令和2年6月25日開催の第16期定時株主総会において、当社の取締役及び監査役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、対象役員と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。当制度による報酬は、上記の役員報酬とは別枠で、取締役に対する譲渡制限付株式を付与するための金銭債権の総額を400,000千円以内（うち社外取締役は総額9,000千円以内）、監査役は総額13,500千円以内としております。

取締役の報酬等は、当社の経営状況、個々の取締役の職責及び実績等を勘案し、取締役会にて決定するものとしており、監査役の報酬等は、監査役会での協議によるものとしております。

当事業年度における取締役の報酬等の額は、令和元年6月28日開催の取締役会で決定しております。その際、代表取締役社長から議案提案理由の説明があり、全役員出席の上、審議・決定しております。

当事業年度における監査役の報酬等の額は、令和元年6月28日開催の監査役会において全監査役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	112,140	112,140	-	-	5
監査役 (社外監査役を除く)	1,800	1,800	-	-	1
社外役員	17,400	17,400	-	-	4

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与の総額は1名で5,400千円であります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構の行う研修等への参加及び財務・会計の専門書の定期購読等を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	288,418	942,188
売掛金	157,638	112,093
リース債権	860	-
商品	96,046	77,970
その他	29,202	40,333
貸倒引当金	558	620
流動資産合計	571,607	1,171,965
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	61,532	62,516
減価償却累計額	13,518	17,980
建物附属設備(純額)	48,014	44,535
車両運搬具	12,775	12,775
減価償却累計額	8,303	9,875
車両運搬具(純額)	4,471	2,899
工具、器具及び備品	36,772	45,418
減価償却累計額	17,290	26,957
工具、器具及び備品(純額)	19,482	18,460
有形固定資産合計	71,968	65,895
無形固定資産		
ソフトウェア	133,563	186,150
ソフトウェア仮勘定	4,000	68,380
顧客関連資産	-	32,933
のれん	28,943	25,756
その他	690	490
無形固定資産合計	167,197	313,711
投資その他の資産		
繰延税金資産	66,568	28,361
その他	33,178	30,644
貸倒引当金	2,572	2,376
投資その他の資産合計	97,173	56,629
固定資産合計	336,339	436,236
資産合計	907,946	1,608,202

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	6,355	4,347
1年内返済予定の長期借入金	108,752	133,460
未払金	87,889	86,638
未払費用	66,941	52,556
未払法人税等	8,421	25,199
未払消費税等	18,132	32,086
前受金	97,281	42,190
預り金	54,183	132,976
賞与引当金	10,635	9,342
その他	253	72
流動負債合計	458,846	518,870
固定負債		
長期借入金	273,836	252,323
資産除去債務	14,860	14,920
その他	596	-
固定負債合計	289,292	267,243
負債合計	748,138	786,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	164,600	424,371
資本剰余金	83,567	343,338
利益剰余金	88,359	54,378
株主資本合計	159,807	822,088
純資産合計	159,807	822,088
負債純資産合計	907,946	1,608,202

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
売上高	1,809,628	2,167,830
売上原価	758,307	934,527
売上総利益	1,051,321	1,233,303
販売費及び一般管理費	1,298,869	1,100,976
営業利益	65,451	224,326
営業外収益		
受取利息	55	60
受取手数料	157	-
受取賃貸料	683	744
固定資産受贈益	400	-
助成金収入	-	427
その他	245	29
営業外収益合計	1,541	1,262
営業外費用		
支払利息	2,226	2,754
株式交付費	-	9,807
株式公開費用	-	9,462
その他	5	22
営業外費用合計	2,231	22,046
経常利益	64,762	203,542
特別利益		
固定資産売却益	-	319
特別利益合計	-	19
特別損失		
固定資産除却損	4,303	4,480
会員権評価損	9,999	-
段階取得に係る差損	3,570	-
特別損失合計	13,873	480
税金等調整前当期純利益	50,888	203,082
法人税、住民税及び事業税	9,158	22,137
法人税等調整額	6,970	38,206
法人税等合計	16,128	60,344
当期純利益	34,759	142,738
非支配株主に帰属する当期純損失( )	844	-
親会社株主に帰属する当期純利益	35,604	142,738

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益	34,759	142,738
包括利益	34,759	142,738
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	35,604	142,738
非支配株主に係る包括利益	844	-



【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	164,600	114,600	123,964	155,235	155,235
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			35,604	35,604	35,604
連結子会社株式の取得による持分の増減		31,032		31,032	31,032
当期変動額合計	-	31,032	35,604	4,572	4,572
当期末残高	164,600	83,567	88,359	159,807	159,807

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	164,600	83,567	88,359	159,807	159,807
当期変動額					
新株の発行	259,771	259,771		519,542	519,542
親会社株主に帰属する当期純利益			142,738	142,738	142,738
当期変動額合計	259,771	259,771	142,738	662,280	662,280
当期末残高	424,371	343,338	54,378	822,088	822,088

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	50,888	203,082
減価償却費	52,324	78,740
のれん償却額	2,920	3,186
貸倒引当金の増減額(は減少)	108	134
賞与引当金の増減額(は減少)	4,425	1,293
受取利息及び受取配当金	55	60
支払利息	2,226	2,754
株式交付費	-	9,807
株式公開費用	-	9,462
固定資産売却益	-	19
固定資産除却損	303	480
会員権評価損	9,999	-
段階取得に係る差損益(は益)	3,570	-
売上債権の増減額(は増加)	75,825	45,544
たな卸資産の増減額(は増加)	23,633	18,075
仕入債務の増減額(は減少)	22,187	2,008
前払費用の増減額(は増加)	11,536	106
未払金の増減額(は減少)	25,694	7,394
未払費用の増減額(は減少)	31,457	14,381
前受金の増減額(は減少)	82,910	55,091
預り金の増減額(は減少)	37,202	78,792
未払消費税等の増減額(は減少)	5,289	13,953
その他	15,534	2,103
小計	15,001	381,499
利息及び配当金の受取額	54	49
利息の支払額	2,253	2,798
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	9,543	12,102
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,259	366,648
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	3,900	4,200
定期預金の払戻による収入	30,239	-
有形固定資産の取得による支出	13,343	11,211
有形固定資産の売却による収入	-	19
無形固定資産の取得による支出	55,348	212,002
敷金及び保証金の差入による支出	2,872	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 6,844	-
その他	203	1,133
投資活動によるキャッシュ・フロー	52,273	226,260
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の返済による支出	30,000	-
長期借入れによる収入	300,000	150,000
長期借入金の返済による支出	100,811	146,805
株式の発行による収入	-	513,244
株式公開費用による支出	-	7,258
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	32,000	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	137,188	509,181
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	88,173	649,569
現金及び現金同等物の期首残高	193,944	282,118
現金及び現金同等物の期末残高	1 282,118	1 931,687

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社F Pデザイン、株式会社ヘルスケア・フィット

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

時価のないもの・・・移動平均法による原価法によっております。

ロ たな卸資産

商品・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～15年

ロ 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」  
(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」  
(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされており

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされており

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

3. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が平成15年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

4. 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

令和3年3月期の年度末から適用します。

（追加情報）

（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

当社グループでは、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについて、連結財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき実施しております。新型コロナウイルス感染症の影響の期間が現時点では不透明ではありますが、翌第1四半期連結会計期間以降については業務運営の正常化を前提として、一定の仮定のもと会計上の見積りを行っております。

## (連結貸借対照表関係)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
当座貸越極度額の総額	270,000千円	270,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	270,000	270,000

## (連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
役員報酬	139,510千円	148,840千円
給料及び手当	322,296	326,304
賞与引当金繰入額	8,543	6,263
旅費及び交通費	94,118	98,721
支払手数料	119,439	106,749
貸倒引当金繰入額	108	134

2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
	8,000千円	-千円

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
工具、器具及び備品	-千円	19千円

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
建物附属設備	303千円	-千円
ソフトウェア	-	480
計	303	480

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,011,900	-	-	1,011,900
合計	1,011,900	-	-	1,011,900
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成31年4月1日至令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	1,011,900	289,600	-	1,301,500
合計	1,011,900	289,600	-	1,301,500
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(変動事由の概要)

公募増資による新株式の発行 275,000株  
第三者割当増資による新株式の発行 14,600株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
現金及び預金勘定	288,418千円	942,188千円
預入期間が3か月を超える定期預金	6,300	10,500
現金及び現金同等物	282,118	931,687

## 2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

株式の追加取得により新たに株式会社ヘルスケア・フィットを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	35,717千円
固定資産	13,100
のれん	31,864
流動負債	38,214
固定負債	5,750
非支配株主持分	1,812
小計	34,905
支配獲得時までの既取得価額	10,200
段階取得に係る差損	3,570
追加取得した株式の取得価額	28,275
現金及び現金同等物	21,430
差引: 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6,844

当連結会計年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、行わない方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)に晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金はすべて1年以内の支払期日であります。長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で6年後であります。営業債務及び長期借入金は、流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、管理部が取引先の入金状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理マニュアル等に準じて、同様の管理を行っております。

## 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、複数の金融機関との間で当座貸越契約を締結し、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。



(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（平成31年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	288,418	288,418	-
(2) 売掛金	157,638	157,638	-
資産計	446,056	446,056	-
(1) 買掛金	6,355	6,355	-
(2) 未払金	87,889	87,889	-
(3) 預り金	54,183	54,183	-
(4) 長期借入金( )	382,588	382,541	46
負債計	531,016	530,969	46

( )長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

当連結会計年度（令和2年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	942,188	942,188	-
(2) 売掛金	112,093	112,093	-
資産計	1,054,282	1,054,282	-
(1) 買掛金	4,347	4,347	-
(2) 未払金	86,638	86,638	-
(3) 預り金	132,976	132,976	-
(4) 長期借入金( )	385,783	385,753	29
負債計	609,745	609,716	29

( )長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	288,418	-	-	-
売掛金	157,638	-	-	-
合計	446,056	-	-	-

当連結会計年度(令和2年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	942,188	-	-	-
売掛金	112,093	-	-	-
合計	1,054,282	-	-	-

(注3) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	108,752	90,128	74,656	60,346	28,436	20,270

当連結会計年度(令和2年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	133,460	117,988	73,159	38,444	16,742	5,990

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社取締役 1名 当社従業員 11名 社外協力者 1名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 11名 子会社従業員 1名 社外協力者 1名	当社取締役 2名 当社従業員 4名 子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)2	普通株式 42,900株	普通株式 47,100株	普通株式 23,100株
付与日	平成27年3月31日	平成27年7月24日	平成28年6月30日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 平成29年4月1日 至 令和6年8月30日	自 平成29年8月1日 至 令和6年8月30日	自 平成30年7月1日 至 令和6年8月30日

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数 (注)1	当社従業員 12名 子会社従業員 4名
株式の種類別のストック・ オプションの数	普通株式 3,000株
付与日	令和元年6月28日
権利確定条件	権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 の条件については新株予約 権者と締結する「新株予約 権引受契約書」に定めてお ります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	自 令和3年7月1日 至 令和11年3月30日

(注)1. 付与対象者の区分は付与日における区分であります。

2. 株式数に換算して記載しております。なお、平成29年12月20日付株式分割(普通株式1株につき300株の割  
合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(令和2年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オ  
プションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	40,800	46,500	22,800
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	40,800	46,500	22,800

	第4回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	3,000
失効	100
権利確定	-
未確定残	2,900
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(注) (円)	167	167	1,334
行使時平均株価 (円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-

	第4回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,830
行使時平均株価 (円)	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-

(注)平成29年12月20日付株式分割(普通株式1株につき300株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式価値はディスカウント・キャッシュ・フロー法等に基づき算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 本源的価値の合計額 70,974千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションはありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成31年3月31日)	当連結会計年度 (令和2年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,026千円	3,052千円
賞与引当金	3,350	2,916
前受金	22,050	6,011
貸倒引当金	957	916
税務上の繰越欠損金(注)2	36,256	12,404
減損損失	10,814	7,242
会員権評価損	3,119	3,119
資産除去債務	4,752	4,747
その他	735	681
繰延税金資産小計	84,063	41,092
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	4,377	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	9,077	8,999
評価性引当額小計(注)1	13,455	8,999
繰延税金資産合計	70,607	32,092
繰延税金負債		
資産除去債務	3,966	3,639
その他	73	91
繰延税金負債合計	4,039	3,731
繰延税金資産の純額	66,568	28,361

(注)1. 評価性引当額が4,456千円減少しております。この減少の主な内容は、株式会社ヘルスケア・フィットの税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(平成31年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	36,256	36,256
評価性引当額	-	-	-	-	-	4,377	4,377
繰延税金資産	-	-	-	-	-	31,878	(b) 31,878

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 株式会社リグア及び株式会社ヘルスケア・フィットにおいて翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しております。

当連結会計年度(令和2年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	12,404	12,404
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	12,404	(b) 12,404

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 株式会社リグア及び株式会社ヘルスケア・フィットにおいて翌事業年度において課税所得が見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の全額を回収可能と判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を建物の耐用年数に応じて15年と見積り、割引率は0.0%から1.5%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
期首残高	8,131千円	14,860千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	3,309	-
連結子会社の取得に伴う増加額(注)	3,366	-
時の経過による調整額	52	60
期末残高	14,860	14,920

(注)「連結子会社の取得に伴う増加額」は、株式会社ヘルスケア・フィットの株式を取得し、連結子会社化したことによる増加であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループの事業は、各社が取り扱っている主な製品・サービス別のセグメントから構成されており、「接骨院ソリューション事業」及び「金融サービス事業」の2つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	連結財務諸表 計上額
	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	1,235,101	574,527	1,809,628	-	1,809,628
セグメント間の内部 売上高又は振替高	10,503	-	10,503	10,503	-
計	1,245,604	574,527	1,820,132	10,503	1,809,628
セグメント利益	39,643	25,808	65,451	-	65,451
セグメント資産	802,115	105,831	907,946	-	907,946
その他の項目					
減価償却費	51,494	829	52,324	-	52,324
のれんの償却額	2,920	-	2,920	-	2,920
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	80,506	191	80,698	-	80,698

(注) 1. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。

2. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額及びのれんの計上額は含んでおりません。

当連結会計年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			連結財務諸表 計上額
	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	1,602,277	565,552	2,167,830	2,167,830
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-
計	1,602,277	565,552	2,167,830	2,167,830
セグメント利益	201,914	22,412	224,326	224,326
セグメント資産	1,510,633	97,568	1,608,202	1,608,202
その他の項目				
減価償却費	77,803	937	78,740	78,740
のれんの償却額	3,186	-	3,186	3,186
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	220,814	2,234	223,048	223,048

(注) セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と一致しております。



【関連情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	合計
当期償却額	2,920	-	2,920
当期末残高	28,943	-	28,943

（注）「接骨院ソリューション事業」セグメントにおいて、株式会社ヘルスケア・フィットの株式取得に伴い、当連結会計年度より、同社を連結の範囲に含めております。これに伴うのれんの増加額は31,864千円であります。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	接骨院ソリューション事業	金融サービス事業	合計
当期償却額	3,186	-	3,186
当期末残高	25,756	-	25,756

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	川瀬 紀彦	-	-	当社代表取締役社長	（被所有） 直接52.5	債務被保証	不動産等賃貸借契約に対する債務被保証（注）2	24,563 （注）3	-	-

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

3．不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はなく、保証料の支払は行っておりません。

当連結会計年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	川瀬 紀彦	-	-	当社代表取締役社長	（被所有） 直接38.7	債務被保証	不動産等賃貸借契約に対する債務被保証（注）2	25,858 （注）3	-	-

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

当社が賃借している事務所等の不動産賃貸借契約に対する債務被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

3．不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引額は、年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はなく、保証料の支払は行っておりません。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	157.92円	631.64円
1株当たり当期純利益	35.18円	138.96円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	-	129.49円

- (注) 1. 当社は、令和2年3月13日に東京証券取引所マザーズへ上場したため、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から当連結会計年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
2. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は前連結会計年度において非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	35,604	142,738
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	35,604	142,738
普通株式の期中平均株式数(株)	1,011,900	1,027,166
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	75,140
(うち新株予約権(株))	-	(75,140)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。	平成28年6月30日取締役会決議、令和元年6月28日取締役会決議による新株予約権2種類 新株予約権の数 105個 (普通株式 25,700株)

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、令和2年4月1日開催の臨時取締役会において、取引金融機関4行より資金調達を行うことを決議し、令和2年4月6日及び7日に借入を実行いたしました。

1. 当該事象の内容

当社が販売している機材・消耗品の一定量の在庫を確保する等、今後さらなる資金ニーズが生じることを見込んでおり、安定的な販売活動を行うための経常運転資金の確保を目的として金融機関から借入を行うものです。

2. 借入の内容

(1) 借入先	取引金融機関4行
(2) 借入金額	260,000千円
(3) 借入金利	市場金利に連動した変動金利
(4) 借入実行日	令和2年4月6日及び7日
(5) 返済期限	借入実行日より6か月～1年間
(6) 返済方法	元金一括返済
(7) 担保等の有無	無担保・無保証

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、令和2年5月12日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を令和2年6月25日開催の第16期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議し、本株主総会において決議いたしました。

1. 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役および監査役(以下「対象役員」といいます。)を対象に、取締役については、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるとともに、中長期的なリテンション効果を持たせることを目的として、監査役については、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入するものであります。

2. 本制度の概要

対象役員は、本制度に基づき当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

また、割当てる譲渡制限付株式の1株あたりの払込金額は、当社の取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象役員に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

なお、本制度による譲渡制限付株式の割当てに当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当て契約(以下「本割当て契約」といいます。)を締結するものとし、その内容として次の事項が含まれることとします。

対象役員は、当社取締役会があらかじめ定めた期間、本割当て契約により割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	108,752	133,460	0.66	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	273,836	252,323	0.58	令和3年～7年
合計	382,588	385,783	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	117,988	73,159	38,444	16,742

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	1,527,625	2,167,830
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	-	-	125,333	203,082
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	-	-	83,541	142,738
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	-	-	82.55	138.96

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	-	-	49.68	57.63

(注) 当社は、令和2年3月13日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当連結会計年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	115,002	759,638
売掛金	2 140,829	2 69,818
リース債権	860	-
商品	96,046	77,970
前渡金	3,229	15,219
前払費用	9,991	11,403
その他	2 18,422	2 25,984
貸倒引当金	559	621
流動資産合計	383,823	959,413
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	47,809	48,039
減価償却累計額	11,590	14,866
建物附属設備(純額)	36,219	33,172
車両運搬具	12,073	12,073
減価償却累計額	7,601	9,173
車両運搬具(純額)	4,471	2,899
工具、器具及び備品	29,603	33,222
減価償却累計額	14,738	22,806
工具、器具及び備品(純額)	14,865	10,416
有形固定資産合計	55,556	46,488
無形固定資産		
ソフトウェア	131,265	183,232
ソフトウェア仮勘定	4,000	63,220
その他	690	490
無形固定資産合計	135,955	246,943
投資その他の資産		
関係会社株式	120,475	120,475
出資金	60	60
長期貸付金	2 11,748	2 34,594
繰延税金資産	59,810	25,857
その他	18,510	17,921
貸倒引当金	2,573	2,377
投資その他の資産合計	208,031	196,530
固定資産合計	399,543	489,962
資産合計	783,366	1,449,375

(単位：千円)

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	6,355	4,347
1年内返済予定の長期借入金	108,752	133,460
未払金	2 37,286	2 43,134
未払費用	40,436	38,648
未払法人税等	-	22,557
未払消費税等	10,368	26,288
前受金	97,281	42,094
預り金	15,529	62,374
賞与引当金	8,082	7,347
その他	253	54
流動負債合計	324,345	380,307
固定負債		
長期借入金	273,836	252,323
資産除去債務	8,713	8,750
固定負債合計	282,549	261,073
負債合計	606,895	641,381
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	164,600	424,371
資本剰余金		
資本準備金	114,600	374,371
資本剰余金合計	114,600	374,371
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	102,728	9,252
利益剰余金合計	102,728	9,252
株主資本合計	176,471	807,994
純資産合計	176,471	807,994
負債純資産合計	783,366	1,449,375

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
売上高	1,209,065	1,496,311
売上原価	1,482,313	1,607,241
売上総利益	726,752	889,069
販売費及び一般管理費	2,684,975	2,706,032
営業利益	41,776	183,036
営業外収益		
受取利息	1,312	1,548
受取手数料	157	-
固定資産受贈益	400	-
その他	250	29
営業外収益合計	1,119	578
営業外費用		
支払利息	2,226	2,754
株式交付費	-	9,807
株式公開費用	-	9,462
その他	15	24
営業外費用合計	2,241	22,048
経常利益	40,654	161,567
特別利益		
固定資産売却益	-	3,19
特別利益合計	-	19
特別損失		
固定資産除却損	-	4,480
会員権評価損	9,999	-
特別損失合計	9,999	480
税引前当期純利益	30,654	161,107
法人税、住民税及び事業税	710	15,173
法人税等調整額	13,434	33,953
法人税等合計	14,145	49,127
当期純利益	16,509	111,980



【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)		当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
商品売上原価	1				
商品期首たな卸高		72,412		96,046	
当期商品仕入高		257,798		271,579	
他勘定振替高		3,774		6,131	
商品期末たな卸高		96,046		77,970	
商品売上原価		230,390	47.8	283,523	46.7
人件費	2	35,106	7.3	72,863	12.0
経費		216,816	44.9	250,855	41.3
売上原価		482,313	100.0	607,241	100.0

(注) 1. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
工具、器具及び備品(千円)	909	2,200
販売促進費(千円)	2,679	3,863
その他(千円)	185	68

2. 内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	当事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
業務委託費(千円)	174,837	194,815
減価償却費(千円)	35,686	55,034
その他(千円)	6,292	1,006

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	164,600	114,600	119,237	159,962	159,962
当期変動額					
当期純利益			16,509	16,509	16,509
当期変動額合計	-	-	16,509	16,509	16,509
当期末残高	164,600	114,600	102,728	176,471	176,471

当事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他利益剰余金		
			繰越利益剰余金		
当期首残高	164,600	114,600	102,728	176,471	176,471
当期変動額					
新株の発行	259,771	259,771		519,542	519,542
当期純利益			111,980	111,980	111,980
当期変動額合計	259,771	259,771	111,980	631,522	631,522
当期末残高	424,371	374,371	9,252	807,994	807,994

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のないもの・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

商品・・・・・・・・総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

4. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

(追加情報)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (貸借対照表関係)

- 1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
当座貸越極度額の総額	270,000千円	270,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	270,000	270,000

## 2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
短期金銭債権	23,171千円	25,634千円
長期金銭債権	10,291	33,333
短期金銭債務	4,838	6,828

## (損益計算書関係)

- 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当事業年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	41,603千円	39,000千円
営業費用	18,436	75,240
営業取引以外の取引高	258	490

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当事業年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
役員報酬	127,010千円	131,340千円
給料及び手当	216,831	214,269
賞与引当金繰入額	6,955	6,339
旅費及び交通費	72,725	74,245
支払手数料	62,041	35,743
減価償却費	12,478	14,858
貸倒引当金繰入額	108	133
おおよその割合		
販売費	4.1%	4.2%
一般管理費	95.9%	95.8%

- 3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当事業年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
工具、器具及び備品	-千円	19千円

- 4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	当事業年度 (自平成31年4月1日 至令和2年3月31日)
ソフトウェア	-千円	480千円

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
子会社株式	120,475	120,475

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,143千円	2,897千円
賞与引当金	2,471	2,246
前受金	22,050	6,011
貸倒引当金	957	916
減損損失	10,814	7,242
税務上の繰越欠損金	25,102	9,055
会員権評価損	3,119	3,119
その他	2,679	2,691
繰延税金資産小計	68,339	34,181
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	6,318	6,261
評価性引当額小計	6,318	6,261
繰延税金資産合計	62,020	27,919
繰延税金負債		
資産除去債務	2,136	1,971
その他	73	91
繰延税金負債合計	2,210	2,062
繰延税金資産の純額	59,810	25,857

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成31年3月31日)	当事業年度 (令和2年3月31日)
法定実効税率	30.58%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.20	
住民税均等割	2.32	
評価性引当額の増減	12.04	
その他	1.00	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.14	

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	47,809	230	-	48,039	14,866	3,276	33,172
車両運搬具	12,073	-	-	12,073	9,173	1,572	2,899
工具、器具及び備品	29,603	3,751	132	33,222	22,806	8,201	10,416
有形固定資産計	89,486	3,981	132	93,336	46,847	13,049	46,488
無形固定資産							
ソフトウェア	235,046	109,290	900	343,436	160,204	56,843	183,232
ソフトウェア仮勘定	4,000	63,220	4,000	63,220	-	-	63,220
その他	998	-	-	998	507	199	490
無形固定資産計	240,045	172,510	4,900	407,655	160,711	57,042	246,943

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア レセONE追加開発 52,455千円

ソフトウェア Ligoo POS & CRMシステム追加開発 46,410千円

ソフトウェア仮勘定 レセONE追加開発 55,220千円

3. ソフトウェア仮勘定の減少額は、本勘定への振替高であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,132	2,998	3,132	2,998
賞与引当金	8,082	7,347	8,082	7,347

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL <a href="https://ligua.jp/">https://ligua.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類

令和2年2月7日近畿財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

令和2年2月26日及び令和2年3月5日近畿財務局長に提出。

令和2年2月7日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

(3) 臨時報告書

令和2年4月7日近畿財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（当社および当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

株式会社リグア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神崎 昭彦

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグア及び連結子会社の令和2年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

株式会社リグア

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三宅 潔

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 神崎 昭彦

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リグアの平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社リグアの令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。